

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年5月15日
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤瀬 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【電話番号】	03-6722-4813
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	青のライフキャンパス・ファンド（標準型） 赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 各ファンドにつき1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

青のライフキャンバス・ファンド（標準型）

赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）

以上を総称して「ライフキャンバス・ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、各々「青のライフキャンバス・ファンド（標準型）」を「青のライフキャンバス・ファンド」、「赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）」を「赤のライフキャンバス・ファンド」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）ないしは下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2018年5月16日から2019年5月14日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述の「（ 4 ）発行（売）価格」の照会先までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、申込代金（発行価格に申込口数を乗じて得た額に申込手数料（税込）を加算した額をいいます。）をお申込みいただきます販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「（ 4 ）発行（売）価格」の照会先をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

ライフキャンパス・ファンドは各ファンド間でスイッチング（乗換）が可能な場合があります。スイッチングにつきましては、販売会社にお問い合わせください。なお、取扱いを行わない販売会社もあります。また、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合には適用されません。

スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。

スイッチングの際には、販売会社が定める所定の手数料等がかかります。

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「（ 11 ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「（ 11 ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回 年4回 年6回（隔月）	日本 北米 欧州 アジア	ファミリーファンド	あり
クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複 合(株式・債券)資産配 分固定型)) 資産複合	年12回（毎月） 日々 その他	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて、複数資産（国内株式・国内債券・外国株式・外国債券）を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載のないものをいいます。

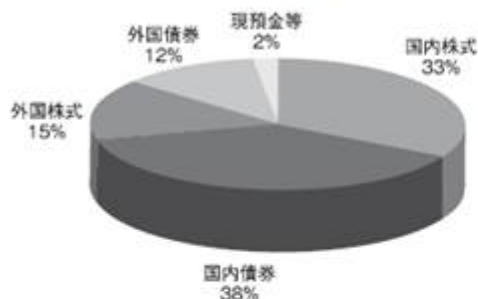
属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

- 1 ライフキャンパス・ファンドでは、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。
- 2 資産配分比率の異なる2本のファンドからお選びいただけます。

青のライフキャンパス・ファンド (標準型)



中長期的な成長を目指す

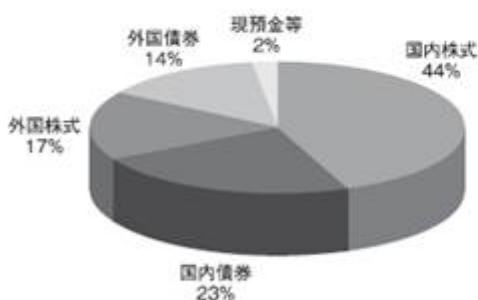
「青のライフキャンパス・ファンド」

選択時のご参考:

- 5年単位の中長期の投資資金
- 収益率だけでなく安定性も考慮する投資資金
- ある程度の価格変動リスクは許容できる投資資金

国内債券の構成比を高めとし、内外株式資産や海外資産の構成比を低めとした基本ポートフォリオとし、中長期的な成長を目指した運用を行います。

赤のライフキャンパス・ファンド (積極型)



積極的に収益を追求する

「赤のライフキャンパス・ファンド」

選択時のご参考:

- 10年単位の長い期間での投資資金
- 収益率重視の投資資金
- 価格変動リスクが許容できる投資資金

国内株式、外貨建資産の構成比を高めにした基本ポートフォリオとし、短期的な価格変動は大きいものの、長期的に高い収益率を目指した運用を行います。

※上記グラフの比率は、各ファンドの基本ポートフォリオの資産構成比率です。

- 3 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

信託金限度額

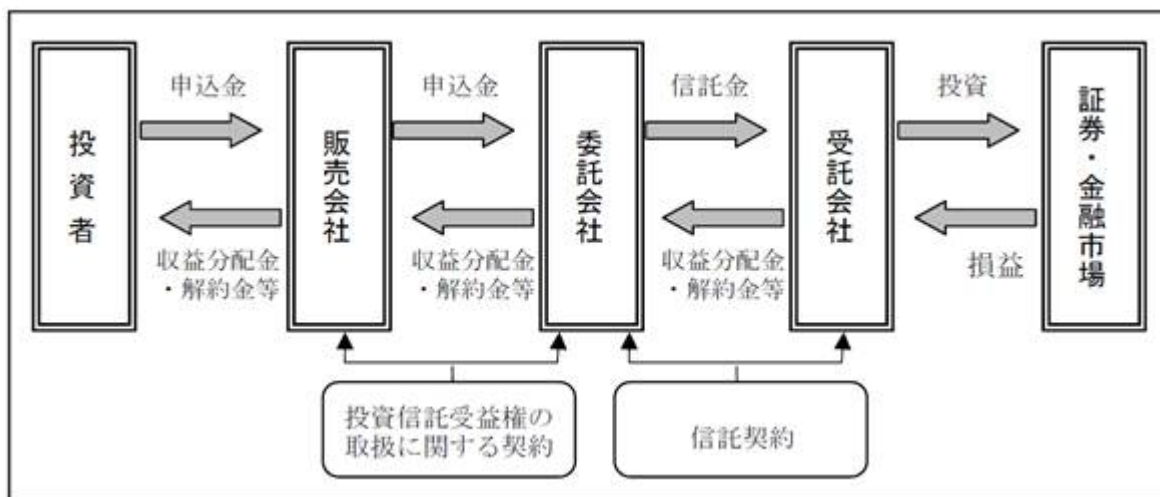
信託金の限度額は各ファンドにつき1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2000年2月16日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

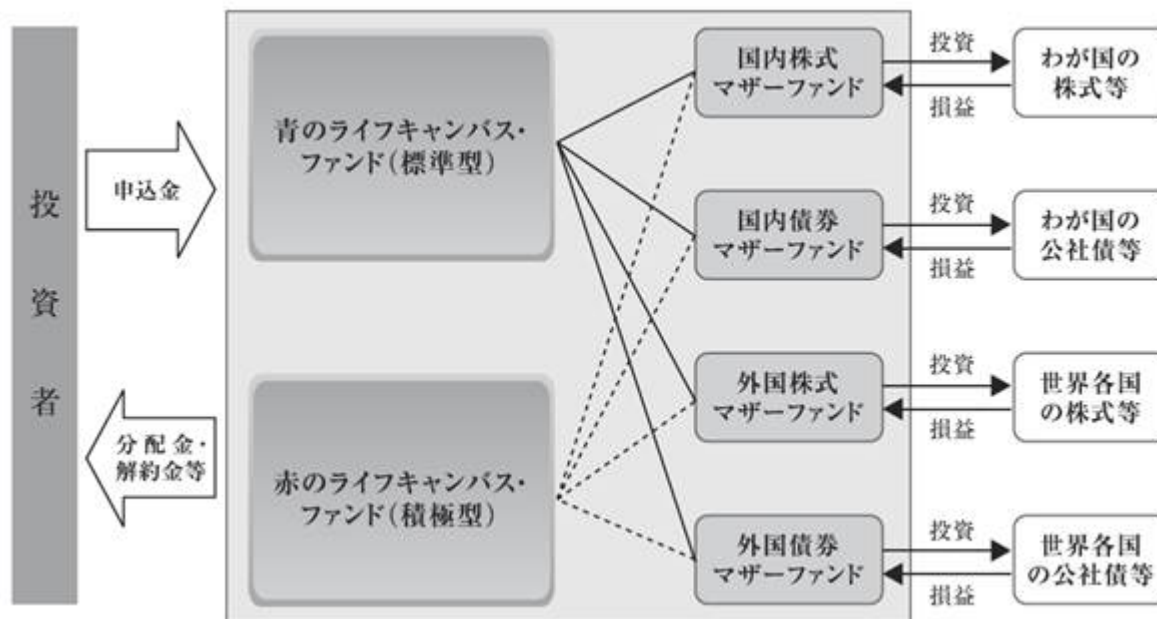
ファンドの仕組み図



ファミリーファンド方式の仕組み

ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算

(2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a. 資本金

2018年2月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2018年2月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

● マザーファンドの概要

ファンドは、下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

国内株式 マザーファンド

わが国の金融商品取引所に上場の株式を主たる投資対象とし、ボトムアップ・アプローチ^{※1}により、アクティブ運用を行います。

ベンチマーク^{※2}: 東証株価指数 (TOPIX)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

国内債券 マザーファンド

わが国の公社債を投資対象とし、主としてデュレーション・マネジメント^{※3}により、アクティブ運用を行います。

ベンチマーク: NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合は、日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために野村証券株式会社が開発・公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

外国株式 マザーファンド

MSCI-KOKUSAIインデックスの構成国の上場株式等を投資対象とし、機動的な国別配分の変更などによるアクティブ運用を行います。

ベンチマーク: MSCI-KOKUSAIインデックス (除く日本、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを捉える指数です。当インデックスに関する全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その正確性及び完全性をMSCIは何ら保証するものではありません。その著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

外国債券 マザーファンド

FTSE世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とし、機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメントなどによるアクティブ運用を行います。

ベンチマーク: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。なお、当インデックスは、シティ世界国債インデックス (除く、円ベース) より、名称変更されました。

ファンドは、各マザーファンドのベンチマークを次ページの基本ポートフォリオで組み合わせた合成指数をベンチマークとします。

※1 ボトムアップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析を基にした、個別銘柄の選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。

※2 ベンチマークとは、ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標をいい、ファンドが目標とする運用成果そのものを表すものではありません。従って、ファンドおよびマザーファンドは、いずれも特定のベンチマークに投資成果が連動するインデックスファンドではありません。

※3 デュレーション・マネジメントとは、金利の変動を的確に予想し、公社債の値上がり益獲得を目指す運用手法です。

投資態度

● 基本ポートフォリオ

ファンドでは、以下の基本ポートフォリオの資産構成比に基づいて各資産を組入れます。また、基本ポートフォリオの資産構成比を基準(中心値)とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変更幅は原則として毎年見直しを行います。

青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

	基本ポートフォリオ*(%)	変更幅
国内株式	33.0	±10.0
国内債券	38.0	±10.0
外国株式	15.0	±10.0
外国債券	12.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0～+40.0
合計	100.0	

赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

	基本ポートフォリオ*(%)	変更幅
国内株式	44.0	±10.0
国内債券	23.0	±10.0
外国株式	17.0	±10.0
外国債券	14.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0～+40.0
合計	100.0	

※基本ポートフォリオにおける各資産の比率は、原則として、信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に、各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める各資産の時価総額の割合を乗じて得た額を、信託財産の純資産総額で除したものです。

- 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向等により為替ヘッジを行う場合があります。
- 信託財産に属する資産について、国内において行われる通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

(3) 金銭債権

(4) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(1) 為替手形

国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドを主要投資対象とします。

委託会社は、信託金を主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 国内株式マザーファンド
2. 国内債券マザーファンド
3. 外国株式マザーファンド
4. 外国債券マザーファンド
5. 株券または新株引受権証券
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
10. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
11. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
22. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
25. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

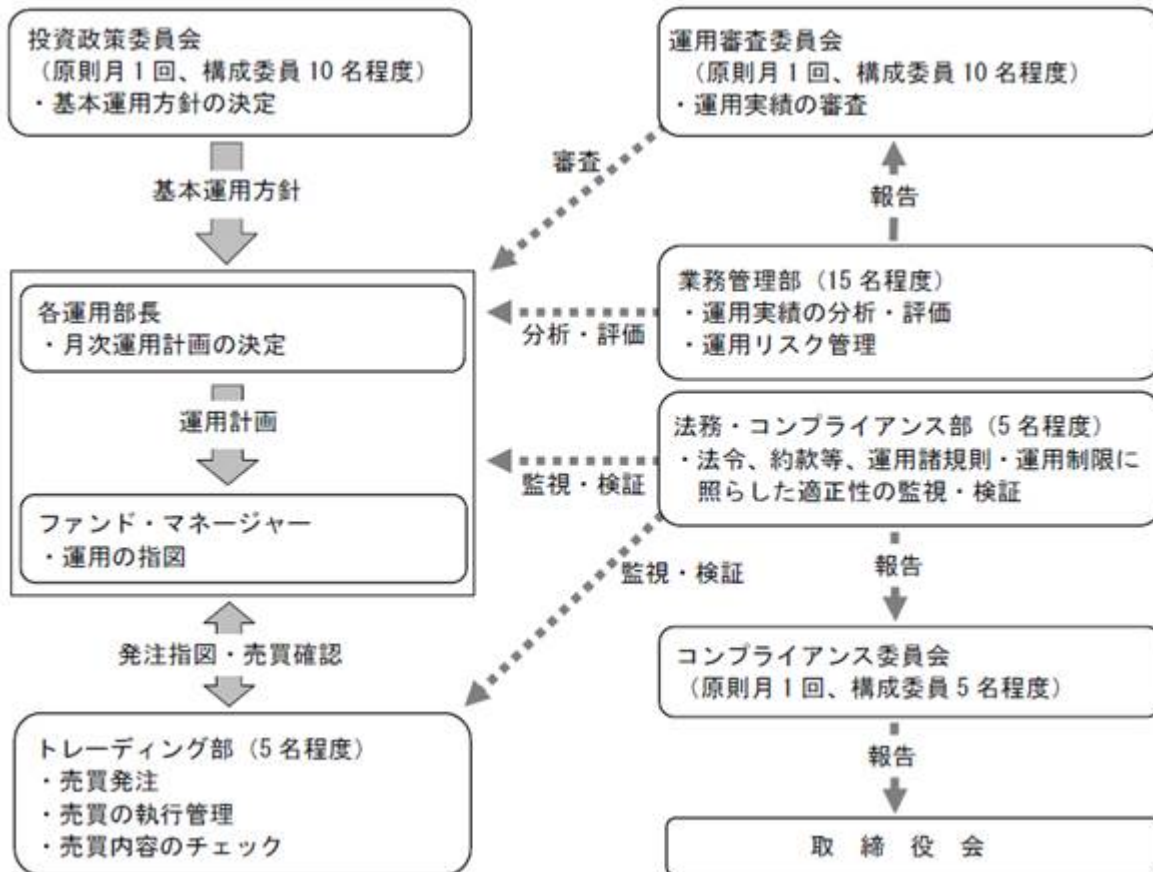
なお、5.の証券または証書、17.および22.の証券または証書のうち5.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6.から11.までの証券および17.および22.の証券または証書のうち6.から11.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18.および19.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2018年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回、毎決算時（2月15日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た金額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5)【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

「青のライフキャンパス・ファンド(標準型)」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。

「赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

「ライフキャンパス・ファンド」共通

- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f. (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
(2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

- h . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産について、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- i . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことの指図をすることができます。
- j . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2 . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- l . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- m . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返済するための指図をするものとします。
- (4) (1) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- n . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- o . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- p . 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- q . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- r . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- s . デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- t . 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a . 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b . 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの概要

国内株式マザーファンド

（1）投資方針

東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

ボトム・アップ・アプローチにより利益の成長性、財務体質の健全性、経営戦略などの観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。

業種配分については、ボトム・アップ・アプローチに加え、マクロ・セミマクロ経済分析を加味して決定します。

セミマクロ経済分析とは、マクロの経済分析とミクロの企業分析との中間に位置し、経済を産業レベルから把握しようとする分析手法です。

株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

（３）投資制限

- a. 株式への投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f. (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
(2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- i. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面の合計額を超えないものとします。
(2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
(3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- j. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

- l. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- m. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

国内債券マザーファンド

(1) 投資方針

NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

投資対象は、原則としてA格相当（スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得したもの）以上の信用格付を有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮のうえ組入銘柄を選定します。ただし、市況状況等によってはBBB格相当の公社債に投資する場合があります。

主としてデュレーション・マネジメントにより、アクティブ運用を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

- a. 株式への投資は行いません。
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- e. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
(2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- (4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供を要求され委託会社がその必要性を認めたときあるいは受入れが必要と委託会社が認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- f . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (6) f に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- i . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) 前項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

- j . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- l . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- 1 . 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2 . 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3 . 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- m . デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- n . 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

外国株式マザーファンド

(1) 投資方針

MSCI-KOKUSAI インデックス（除く日本：円ベース）の採用国に上場または店頭登録されている銘柄を主要投資対象とします。

MSCI-KOKUSAI インデックス（除く日本：円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

国別配分については、各市場のマクロ、ミクロ分析に基づき機動的に変更を行います。

業種配分については、マクロ・セミマクロ経済分析に基づいて決定します。

銘柄選択については、成長性の水準と変化率、バリュエーションなどを考慮して決定します。

株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

- a . 株式への投資割合には制限を設けません。
- b . 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- c . 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e . (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- (2) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図できるものとします。
- f . (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (2) 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- h . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- i . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- j . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (4) 為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (5) 委託会社は、為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めるときあるいは担保の受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (6) j に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- k. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- l. 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- m. (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- n. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- o. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- p. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- q. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

外国債券マザーファンド

(1) 投資方針

FTSE世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とします。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメントなどによるアクティブ運用を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

- a. 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
(2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
(3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- d. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- e. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
(2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
(4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
(5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めるときあるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
(7) eに規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
(8) eに規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利

率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- f . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) 前項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- i . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- j . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- k . 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- l . (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- m . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（４）借入金の利息は信託財産中から支弁します。

- n . デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- o . 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入頂いた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(3) リスクの管理体制

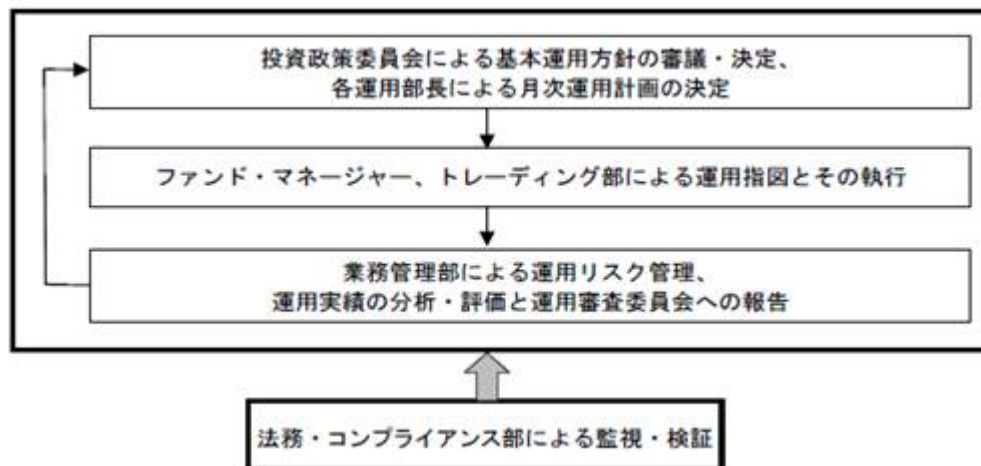
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社の投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

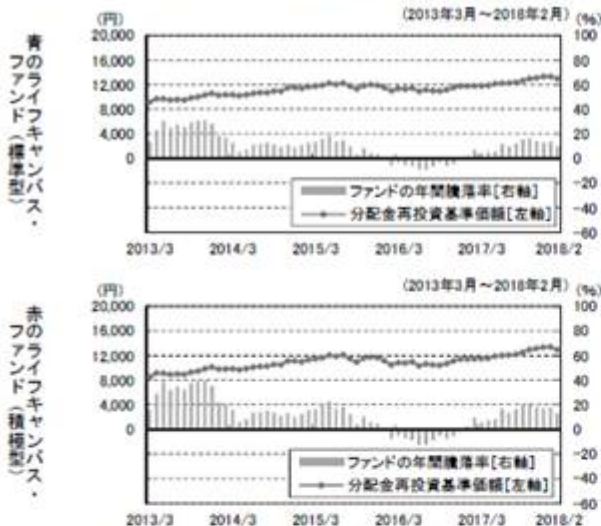


リスクの管理体制は2018年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

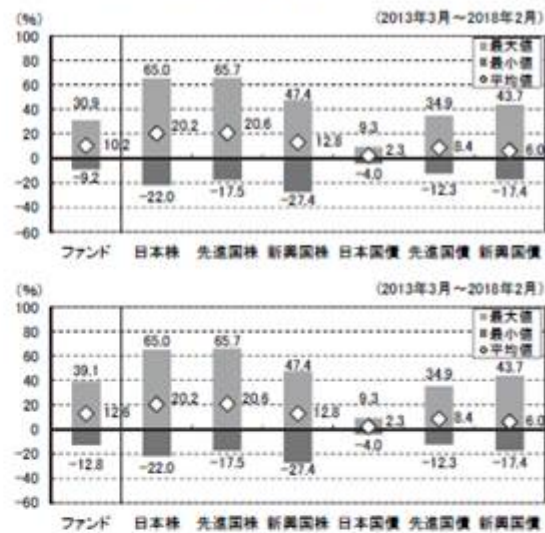
< 参考情報 >

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞



＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- ★右のグラフは、2013年3月から2018年2月の5年間の各月末における最近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ★右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ★上記の騰落率は2018年2月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

- ★詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド (円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.296%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率]

委託会社 年0.5616%（税抜0.52%）

販売会社 年0.6480%（税抜0.60%）

受託会社 年0.0864%（税抜0.08%）

[信託報酬等の対価の内容]

委託会社：委託した資金の運用等の対価

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

N I S AおよびジュニアN I S Aは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合は販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

税金の取扱いについては、2018年2月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

(1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成30年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,404	97.55
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	36	2.45
合計（純資産総額）	-	1,440	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

(平成30年2月28日現在)

	国名	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド	440,323,427	1.1298 497,506,869	1.1602 510,863,240	35.48
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド	339,928,871	1.4196 482,568,518	1.4224 483,514,826	33.58
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド	115,463,265	2.0700 239,010,503	2.1125 243,916,147	16.94
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド	64,441,151	2.5844 166,543,756	2.5789 166,187,284	11.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

(平成30年2月28日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.55
合計	97.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成30年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)

第9期 計算期間 (平成21年2月16日現在)	3,052	3,052	0.7098	0.7098
第10期 計算期間 (平成22年2月15日現在)	3,406	3,406	0.7905	0.7905
第11期 計算期間 (平成23年2月15日現在)	3,545	3,545	0.8194	0.8194
第12期 計算期間 (平成24年2月15日現在)	3,370	3,370	0.7732	0.7732
第13期 計算期間 (平成25年2月15日現在)	1,016	1,016	0.8771	0.8771
第14期 計算期間 (平成26年2月17日現在)	1,120	1,154	0.9934	1.0244
第15期 計算期間 (平成27年2月16日現在)	1,163	1,291	0.9989	1.1089
第16期 計算期間 (平成28年2月15日現在)	1,212	1,212	0.9456	0.9456
第17期 計算期間 (平成29年2月15日現在)	1,311	1,331	1.0182	1.0342
平成29年2月末日	1,322	-	1.0131	-
平成29年3月末日	1,324	-	1.0138	-
平成29年4月末日	1,331	-	1.0197	-
平成29年5月末日	1,360	-	1.0425	-
平成29年6月末日	1,374	-	1.0502	-
平成29年7月末日	1,375	-	1.0534	-
平成29年8月末日	1,392	-	1.0622	-
平成29年9月末日	1,424	-	1.0871	-
平成29年10月末日	1,459	-	1.1149	-
平成29年11月末日	1,476	-	1.1267	-
平成29年12月末日	1,494	-	1.1425	-
平成30年1月末日	1,497	-	1.1450	-
第18期 計算期間 (平成30年2月15日現在)	1,314	1,438	1.0053	1.1003
平成30年2月末日	1,440	-	1.0182	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)	
第9期 計算期間(平成21年2月16日)		0.0000
第10期 計算期間(平成22年2月15日)		0.0000
第11期 計算期間(平成23年2月15日)		0.0000
第12期 計算期間(平成24年2月15日)		0.0000
第13期 計算期間(平成25年2月15日)		0.0000
第14期 計算期間(平成26年2月17日)		0.0310
第15期 計算期間(平成27年2月16日)		0.1100
第16期 計算期間(平成28年2月15日)		0.0000
第17期 計算期間(平成29年2月15日)		0.0160
第18期 計算期間(平成30年2月15日)		0.0950

【収益率の推移】

	収益率（％）
第9期 計算期間（平成20年2月16日～平成21年2月16日）	21.50
第10期 計算期間（平成21年2月17日～平成22年2月15日）	11.37
第11期 計算期間（平成22年2月16日～平成23年2月15日）	3.66
第12期 計算期間（平成23年2月16日～平成24年2月15日）	5.64
第13期 計算期間（平成24年2月16日～平成25年2月15日）	13.44
第14期 計算期間（平成25年2月16日～平成26年2月17日）	16.79
第15期 計算期間（平成26年2月18日～平成27年2月16日）	11.63
第16期 計算期間（平成27年2月17日～平成28年2月15日）	5.34
第17期 計算期間（平成28年2月16日～平成29年2月15日）	9.37
第18期 計算期間（平成29年2月16日～平成30年2月15日）	8.06

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第9期 計算期間（平成20年2月16日～平成21年2月16日）	18,342,942	11,602,226
第10期 計算期間（平成21年2月17日～平成22年2月15日）	16,667,845	8,851,421
第11期 計算期間（平成22年2月16日～平成23年2月15日）	24,283,512	5,556,928
第12期 計算期間（平成23年2月16日～平成24年2月15日）	40,602,931	8,991,049
第13期 計算期間（平成24年2月16日～平成25年2月15日）	12,552,738	3,212,469,518
第14期 計算期間（平成25年2月16日～平成26年2月17日）	12,664,726	44,200,046
第15期 計算期間（平成26年2月18日～平成27年2月16日）	46,233,343	9,102,232
第16期 計算期間（平成27年2月17日～平成28年2月15日）	129,643,314	12,200,138
第17期 計算期間（平成28年2月16日～平成29年2月15日）	16,400,831	10,782,684
第18期 計算期間（平成29年2月16日～平成30年2月15日）	35,448,552	15,448,500

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成30年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,402	97.31
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	39	2.69
合計（純資産総額）	-	1,441	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成30年2月28日現在）

	国名	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド	576,476,787	1.1305 651,739,858	1.1602 668,828,368	46.41
2	日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド	128,723,216	2.0705 266,521,778	2.1125 271,927,793	18.87
3	日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド	188,425,392	1.4196 267,492,207	1.4224 268,016,277	18.60
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド	74,989,770	2.5843 193,803,070	2.5789 193,391,117	13.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

(平成30年2月28日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.31
合計	97.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成30年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第9期 計算期間 (平成21年2月16日現在)	2,683	2,683	0.6280	0.6280
第10期 計算期間 (平成22年2月15日現在)	3,075	3,075	0.7176	0.7176
第11期 計算期間 (平成23年2月15日現在)	3,226	3,226	0.7502	0.7502
第12期 計算期間 (平成24年2月15日現在)	2,984	2,984	0.6931	0.6931
第13期 計算期間 (平成25年2月15日現在)	929	929	0.8062	0.8062
第14期 計算期間 (平成26年2月17日現在)	1,112	1,112	0.9718	0.9718
第15期 計算期間 (平成27年2月16日現在)	1,142	1,266	0.9996	1.1086
第16期 計算期間 (平成28年2月15日現在)	1,167	1,167	0.9294	0.9294

第17期 計算期間 （平成29年2月15日現在）	1,289	1,312	1.0221	1.0401
平成29年2月末日	1,299	-	1.0145	-
平成29年3月末日	1,292	-	1.0158	-
平成29年4月末日	1,300	-	1.0222	-
平成29年5月末日	1,340	-	1.0523	-
平成29年6月末日	1,354	-	1.0628	-
平成29年7月末日	1,359	-	1.0670	-
平成29年8月末日	1,376	-	1.0772	-
平成29年9月末日	1,417	-	1.1099	-
平成29年10月末日	1,463	-	1.1463	-
平成29年11月末日	1,483	-	1.1615	-
平成29年12月末日	1,509	-	1.1816	-
平成30年1月末日	1,514	-	1.1860	-
第18期 計算期間 （平成30年2月15日現在）	1,257	1,441	0.9842	1.1282
平成30年2月末日	1,441	-	0.9995	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第9期 計算期間（平成21年2月16日）	0.0000
第10期 計算期間（平成22年2月15日）	0.0000
第11期 計算期間（平成23年2月15日）	0.0000
第12期 計算期間（平成24年2月15日）	0.0000
第13期 計算期間（平成25年2月15日）	0.0000
第14期 計算期間（平成26年2月17日）	0.0000
第15期 計算期間（平成27年2月16日）	0.1090
第16期 計算期間（平成28年2月15日）	0.0000
第17期 計算期間（平成29年2月15日）	0.0180
第18期 計算期間（平成30年2月15日）	0.1440

【収益率の推移】

	収益率（％）
第9期 計算期間（平成20年2月16日～平成21年2月16日）	27.99
第10期 計算期間（平成21年2月17日～平成22年2月15日）	14.27
第11期 計算期間（平成22年2月16日～平成23年2月15日）	4.54
第12期 計算期間（平成23年2月16日～平成24年2月15日）	7.61
第13期 計算期間（平成24年2月16日～平成25年2月15日）	16.32
第14期 計算期間（平成25年2月16日～平成26年2月17日）	20.54
第15期 計算期間（平成26年2月18日～平成27年2月16日）	14.08
第16期 計算期間（平成27年2月17日～平成28年2月15日）	7.02
第17期 計算期間（平成28年2月16日～平成29年2月15日）	11.91
第18期 計算期間（平成29年2月16日～平成30年2月15日）	10.38

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第9期 計算期間（平成20年2月16日～平成21年2月16日）	17,301,816	3,577,091
第10期 計算期間（平成21年2月17日～平成22年2月15日）	17,129,918	3,833,314
第11期 計算期間（平成22年2月16日～平成23年2月15日）	25,255,546	10,378,960
第12期 計算期間（平成23年2月16日～平成24年2月15日）	14,830,454	9,924,127
第13期 計算期間（平成24年2月16日～平成25年2月15日）	19,621,585	3,173,494,977
第14期 計算期間（平成25年2月16日～平成26年2月17日）	14,030,315	21,414,278
第15期 計算期間（平成26年2月18日～平成27年2月16日）	19,585,121	21,872,442
第16期 計算期間（平成27年2月17日～平成28年2月15日）	124,032,171	10,592,842
第17期 計算期間（平成28年2月16日～平成29年2月15日）	17,393,529	11,855,677
第18期 計算期間（平成29年2月16日～平成30年2月15日）	33,961,459	17,679,802

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）マザーファンドの状況**国内株式マザーファンド****（１）投資状況**

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成30年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	日本	8,709	98.32
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	148	1.68
合計（純資産総額）	-	8,857	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成30年2月28日現在）

	国名	種類	業種	銘柄名	数量 （株）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	372,800	773.05 288,195,878	762.30 284,185,440	3.21
2	日本	株式	電気機器	日本電産	15,400	16,498.66 254,079,406	17,260.00 265,804,000	3.00
3	日本	株式	卸売業	伊藤忠商事	116,300	1,995.04 232,023,898	2,066.00 240,275,800	2.71
4	日本	株式	情報・通信業	ソフトバンクグループ	26,500	8,795.08 233,069,884	8,895.00 235,717,500	2.66
5	日本	株式	銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	44,100	4,729.00 208,548,900	4,686.00 206,652,600	2.33
6	日本	株式	食料品	アサヒグループホールディングス	30,800	5,454.00 167,983,200	5,491.00 169,122,800	1.91
7	日本	株式	その他製品	任天堂	3,400	45,840.00 155,856,000	49,080.00 166,872,000	1.88
8	日本	株式	化学	三菱ケミカルホールディングス	152,500	1,047.93 159,810,173	1,094.00 166,835,000	1.88

9	日本	株式	機械	小松製作所	42,500	4,003.41 170,145,167	3,916.00 166,430,000	1.88
10	日本	株式	電気機器	パナソニック	97,900	1,577.10 154,398,225	1,677.50 164,227,250	1.85
11	日本	株式	化学	花王	20,900	7,749.05 161,955,273	7,852.00 164,106,800	1.85
12	日本	株式	電気機器	小糸製作所	21,200	7,382.21 156,502,951	7,450.00 157,940,000	1.78
13	日本	株式	輸送用機器	スズキ	23,900	5,955.19 142,329,194	6,146.00 146,889,400	1.66
14	日本	株式	建設業	ミライト・ホールディングス	85,400	1,564.49 133,607,515	1,717.00 146,631,800	1.66
15	日本	株式	その他製品	バンダイナムコホールディングス	41,600	3,396.85 141,309,238	3,465.00 144,144,000	1.63
16	日本	株式	不動産業	東京建物	86,000	1,701.00 146,286,000	1,663.00 143,018,000	1.61
17	日本	株式	医薬品	中外製薬	25,500	5,341.68 136,212,959	5,550.00 141,525,000	1.60
18	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	18,500	7,142.00 132,127,000	7,235.00 133,847,500	1.51
19	日本	株式	非鉄金属	住友金属鉱山	26,000	5,093.17 132,422,605	5,032.00 130,832,000	1.48
20	日本	株式	情報・通信業	伊藤忠テクノソリューションズ	28,800	3,995.00 115,056,000	4,395.00 126,576,000	1.43
21	日本	株式	情報・通信業	ミロク情報サービス	38,300	2,998.78 114,853,392	3,240.00 124,092,000	1.40
22	日本	株式	電気機器	キーエンス	1,900	63,470.00 120,593,000	65,270.00 124,013,000	1.40
23	日本	株式	電気機器	ソニー	22,700	5,199.25 118,022,993	5,442.00 123,533,400	1.39
24	日本	株式	輸送用機器	日産自動車	106,900	1,113.13 118,994,173	1,125.00 120,262,500	1.36
25	日本	株式	精密機器	HOYA	21,200	5,421.00 114,925,200	5,671.00 120,225,200	1.36
26	日本	株式	小売業	ニトリホールディングス	6,600	17,775.00 117,315,000	18,015.00 118,899,000	1.34
27	日本	株式	電気機器	ローム	10,200	10,922.25 111,406,962	11,370.00 115,974,000	1.31
28	日本	株式	電気機器	東京エレクトロン	5,500	20,060.00 110,330,000	21,060.00 115,830,000	1.31
29	日本	株式	保険業	第一生命ホールディングス	53,600	2,178.12 116,747,746	2,132.00 114,275,200	1.29
30	日本	株式	輸送用機器	デンソー	17,800	6,203.10 110,415,287	6,285.00 111,873,000	1.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成30年2月28日現在）

種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	16.36
株式	情報・通信業	9.80
株式	輸送用機器	8.02
株式	化学	6.17
株式	銀行業	5.54
株式	精密機器	5.27

株式	サービス業	5.26
株式	機械	5.12
株式	小売業	5.01
株式	卸売業	4.94
株式	陸運業	4.03
株式	医薬品	3.96
株式	その他製品	3.51
株式	非鉄金属	3.44
株式	建設業	2.57
株式	保険業	2.45
株式	不動産業	2.39
株式	食料品	1.91
株式	空運業	0.94
株式	石油・石炭製品	0.86
株式	その他金融業	0.79
合計		98.32

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成30年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	日本	8,027	78.13
特殊債券	日本	1,264	12.30
社債券	日本	914	8.90
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	69	0.67
合計（純資産総額）	-	10,274	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成30年2月28日現在）

	国名	種類	銘柄名	券面総額 （円）	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）	クー ポン （％）	償還日
1	日本	国債 証券	第123回利付国 債（5年）	963,500,000	100.47 968,115,165	100.50 968,346,405	9.42	0.10	H32.3.20

2	日本	国債証券	第340回利付国債(10年)	621,000,000	103.18 640,803,690	103.33 641,697,930	6.25	0.40	H37.9.20
3	日本	国債証券	第146回利付国債(20年)	409,000,000	120.66 493,507,580	120.89 494,452,370	4.81	1.70	H45.9.20
4	日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	490,000,000	100.68 493,356,500	100.85 494,189,500	4.81	0.10	H38.9.20
5	日本	国債証券	第149回利付国債(20年)	398,000,000	117.67 468,342,520	118.00 469,667,860	4.57	1.50	H46.6.20
6	日本	国債証券	第129回利付国債(5年)	458,000,000	100.75 461,435,000	100.82 461,760,180	4.49	0.10	H33.9.20
7	日本	国債証券	第342回利付国債(10年)	452,000,000	100.84 455,832,960	100.96 456,370,840	4.44	0.10	H38.3.20
8	日本	国債証券	第305回利付国債(10年)	391,000,000	102.64 401,322,400	102.61 401,209,010	3.90	1.30	H31.12.20
9	日本	国債証券	第346回利付国債(10年)	354,000,000	100.58 356,081,520	100.76 356,718,720	3.47	0.10	H39.3.20
10	日本	国債証券	第153回利付国債(20年)	277,000,000	114.50 317,171,990	114.74 317,854,730	3.09	1.30	H47.6.20
11	日本	特殊債券	第21回地方公共団体金融機構債券	300,000,000	104.05 312,174,000	104.01 312,036,000	3.04	1.37	H33.2.26
12	日本	国債証券	第348回利付国債(10年)	291,000,000	100.47 292,385,160	100.61 292,798,380	2.85	0.10	H39.9.20
13	日本	国債証券	第158回利付国債(20年)	279,000,000	100.00 279,000,000	100.34 279,948,600	2.72	0.50	H48.9.20
14	日本	国債証券	第349回利付国債(10年)	274,000,000	100.39 275,071,340	100.53 275,468,640	2.68	0.10	H39.12.20
15	日本	国債証券	第154回利付国債(20年)	226,000,000	112.67 254,654,540	113.02 255,443,280	2.49	1.20	H47.9.20
16	日本	国債証券	第47回利付国債(30年)	168,000,000	121.20 203,622,720	121.88 204,768,480	1.99	1.60	H57.6.20
17	日本	国債証券	第339回利付国債(10年)	176,000,000	103.15 181,559,840	103.29 181,802,720	1.77	0.40	H37.6.20
18	日本	国債証券	第345回利付国債(10年)	175,000,000	100.67 176,175,730	100.79 176,384,250	1.72	0.10	H38.12.20
19	日本	国債証券	第160回利付国債(20年)	169,000,000	103.21 174,429,970	103.47 174,877,820	1.70	0.70	H49.3.20
20	日本	国債証券	第147回利付国債(20年)	138,000,000	119.19 164,493,240	119.43 164,817,540	1.60	1.60	H45.12.20
21	日本	国債証券	第8回利付国債(8年)	119,000,000	115.99 138,036,430	117.31 139,603,660	1.36	1.40	H67.3.20
22	日本	国債証券	第148回利付国債(20年)	100,000,000	117.68 117,685,000	117.92 117,923,000	1.15	1.50	H46.3.20
23	日本	国債証券	第49回利付国債(30年)	98,000,000	116.30 113,979,880	116.97 114,631,580	1.12	1.40	H57.12.20
24	日本	社債券	第8回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	112.10 112,101,000	112.26 112,264,000	1.09	2.11	H36.12.20
25	日本	特殊債券	第225回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103.36 103,363,000	103.48 103,480,000	1.01	0.56	H36.8.30
26	日本	社債券	第40回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	102.27 102,272,000	102.27 102,279,000	1.00	1.25	H32.2.26
27	日本	社債券	第12回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	100.56 100,562,000	100.60 100,600,000	0.98	0.39	H32.3.19

28	日本	特殊 債券	第314回信金中 金債（5年）	100,000,000	100.41 100,412,000	100.38 100,384,000	0.98	0.20	H33.1.27
29	日本	社債 券	第15回パナソ ニック株式会 社無担保社債	100,000,000	99.99 99,994,000	100.08 100,088,000	0.97	0.19	H33.9.17
30	日本	特殊 債券	第19回首都高 速道路株式会 社社債	100,000,000	100.09 100,095,000	100.07 100,076,000	0.97	0.07	H33.12.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（平成30年2月28日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	78.13
特殊債券	12.30
社債券	8.90
合計	99.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

（1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成30年2月28日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,823	63.78
	イギリス	244	5.52
	フランス	199	4.50
	スイス	185	4.19
	ドイツ	184	4.15
	カナダ	110	2.48
	オランダ	101	2.28
	オーストラリア	86	1.95
	香港	52	1.17
	スペイン	46	1.05
	スウェーデン	46	1.03
	シンガポール	41	0.92
	ジャージー	33	0.74
	ベルギー	28	0.64
	イタリア	27	0.61
	デンマーク	25	0.57
	アイルランド	16	0.36
	パナマ	12	0.28

	キュラソー	11	0.24
	フィンランド	9	0.19
	ケイマン諸島	6	0.14
	バミューダ諸島	3	0.07
	イスラエル	2	0.05
	小計	4,289	96.92
投資証券	アメリカ	48	1.08
	オーストラリア	15	0.33
	カナダ	2	0.05
	香港	2	0.05
	小計	67	1.52
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	70	1.56
合計（純資産総額）	-	4,426	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成30年2月28日現在）

	国名	種類	通貨	業種	銘柄名	数量 (株)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	US ドル	テクノロジー・ ハードウェアおよ び機器	APPLE INC	5,649	167.37 101,515,449	178.39 108,199,445	2.44
2	アメリカ	株式	US ドル	ソフトウェア・ サービス	MICROSOFT CORP	9,566	90.81 93,271,079	94.20 96,752,953	2.19
3	アメリカ	株式	US ドル	小売	AMAZON.COM INC	508	1,451.05 79,146,013	1,511.98 82,469,376	1.86
4	アメリカ	株式	US ドル	各種金融	JPMORGAN CHASE & CO	5,146	115.03 63,557,068	117.36 64,844,453	1.47
5	アメリカ	株式	US ドル	ソフトウェア・ サービス	FACEBOOK INC- A	2,930	179.52 56,475,932	181.46 57,086,245	1.29
6	アメリカ	株式	US ドル	各種金融	BANK OF AMERICA CORP	15,605	32.00 53,616,283	32.33 54,169,201	1.22
7	アメリカ	株式	US ドル	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	JOHNSON & JOHNSON	3,677	129.67 51,193,649	131.67 51,983,248	1.17
8	アメリカ	株式	US ドル	ソフトウェア・ サービス	ALPHABET INC- CL C	401	1,069.70 46,056,329	1,118.29 48,148,389	1.09
9	アメリカ	株式	US ドル	ソフトウェア・ サービス	ALPHABET INC- CL A	394	1,072.70 45,379,264	1,117.51 47,274,897	1.07
10	アメリカ	株式	US ドル	ソフトウェア・ サービス	VISA INC- CLASS A SHARES	3,340	120.83 43,331,547	123.37 44,242,431	1.00
11	アメリカ	株式	US ドル	小売	HOME DEPOT INC	2,052	184.69 40,691,499	184.98 40,755,392	0.92
12	アメリカ	株式	US ドル	ソフトウェア・ サービス	MASTERCARD INC-CLASS A	2,034	172.52 37,676,742	175.93 38,421,454	0.87

13	アメリカ	株式	USD	ヘルスケア機器・サービス	UNITEDHEALTH GROUP INC	1,500	228.78 36,846,162	232.52 37,448,508	0.85
14	アメリカ	株式	USD	半導体・半導体製造装置	NVIDIA CORP	1,361	241.42 35,278,842	246.06 35,956,888	0.81
15	アメリカ	株式	USD	資本財	BOEING CO	880	345.33 32,629,259	364.64 34,453,229	0.78
16	アメリカ	株式	USD	素材	DOWDUPONT INC	4,413	71.33 33,797,852	72.36 34,285,890	0.77
17	アメリカ	株式	USD	各種金融	CITIGROUP INC	4,143	76.71 34,123,209	76.38 33,976,414	0.77
18	アメリカ	株式	USD	エネルギー	EXXON MOBIL CORP	3,811	76.46 31,286,443	77.50 31,711,997	0.72
19	アメリカ	株式	USD	エネルギー	CHEVRON CORP	2,538	113.63 30,964,749	113.61 30,959,299	0.70
20	アメリカ	株式	USD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ABBVIE INC	2,400	113.28 29,192,507	118.26 30,474,182	0.69
21	アメリカ	株式	USD	メディア	COMCAST CORP-CL A	7,740	39.43 32,768,057	36.66 30,466,065	0.69
22	スイス	株式	スイスフラン	食品・飲料・タバコ	NESTLE SA-REG	3,430	77.32 30,315,880	75.92 29,766,964	0.67
23	アメリカ	株式	USD	保険	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,301	200.54 28,013,105	209.66 29,287,063	0.66
24	アメリカ	株式	USD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	PFIZER INC	7,144	35.19 26,992,534	36.80 28,227,487	0.64
25	アメリカ	株式	USD	消費者サービス	MCDONALD'S CORP	1,504	159.99 25,835,901	160.66 25,944,096	0.59
26	アメリカ	株式	USD	資本財	LOCKHEED MARTIN CORP	667	354.66 25,399,256	358.17 25,650,627	0.58
27	アメリカ	株式	USD	電気通信サービス	AT&T INC	6,443	36.41 25,187,888	36.87 25,506,109	0.58
28	スイス	株式	スイスフラン	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	NOVARTIS AG-REG	2,754	79.34 24,977,004	79.84 25,134,409	0.57
29	アメリカ	株式	USD	資本財	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,511	150.38 24,397,060	153.92 24,971,375	0.56
30	アメリカ	株式	USD	家庭用品・パーソナル用品	PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,876	80.68 24,913,670	80.54 24,870,439	0.56

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成30年2月28日現在）

種類	業種	投資比率（％）
株式	ソフトウェア・サービス	11.64
株式	資本財	9.07
株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.96
株式	各種金融	7.48
株式	銀行	6.63
株式	エネルギー	5.57
株式	素材	5.37
株式	保険	5.12

株式	食品・飲料・タバコ	4.98
株式	半導体・半導体製造装置	4.19
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.89
株式	小売	3.80
株式	ヘルスケア機器・サービス	3.16
株式	メディア	2.46
株式	消費者サービス	2.31
株式	家庭用品・パーソナル用品	1.97
株式	耐久消費財・アパレル	1.96
株式	公益事業	1.92
株式	電気通信サービス	1.88
株式	自動車・自動車部品	1.79
株式	運輸	1.57
株式	食品・生活必需品小売り	1.22
株式	不動産	0.67
株式	商業・専門サービス	0.31
	小計	96.92
投資証券	不動産	1.52
	合計	98.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成30年2月28日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,435	42.13
	フランス	411	12.07
	イギリス	300	8.80
	イタリア	293	8.60
	ドイツ	222	6.51
	スペイン	177	5.19
	ベルギー	112	3.28
	カナダ	111	3.27
	オランダ	86	2.53
	ポーランド	59	1.74
	スウェーデン	51	1.50
	オーストラリア	37	1.08
	メキシコ	26	0.78
	シンガポール	20	0.57

	アイルランド	17	0.51
	小計	3,358	98.55
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	49	1.45
合計（純資産総額）	-	3,407	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成30年2月28日現在）

	国名	通貨	種類	銘柄名	券面総額 （現地通貨）	簿価単価 （現地通貨） 簿価金額 （円）	時価単価 （現地通貨） 時価金額 （円）	投資 比率 （%）	クー ポン （%）	償還日
1	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	3,800,000	98.76 402,953,737	98.74 402,874,048	11.82	1.13	H31.5.31
2	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	1,930,000	100.67 208,624,480	100.58 208,446,396	6.12	2.63	H32.11.15
3	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	1,500,000	96.67 155,694,887	96.64 155,644,558	4.57	1.75	H34.5.15
4	イギリス	イギリス ポンド	国債 証券	TREASURY	680,000	148.14 150,357,359	149.70 151,940,709	4.46	4.50	H54.12.7
5	フランス	ユーロ	国債 証券	FRANCE O.A.T.	760,000	147.46 147,130,657	147.90 147,564,769	4.33	5.50	H41.4.25
6	ドイツ	ユーロ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP	800,000	108.07 113,502,587	108.23 113,671,676	3.34	1.75	H34.7.4
7	ベルギー	ユーロ	国債 証券	BELGIAN 0324	650,000	130.62 111,463,218	130.85 111,661,444	3.28	4.50	H38.3.28
8	イギリス	イギリス ポンド	国債 証券	UK TSY 1 3/4% 2019	680,000	101.50 103,023,311	101.43 102,948,204	3.02	1.75	H31.7.22
9	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	1,050,000	89.38 100,768,841	89.49 100,892,148	2.96	1.50	H38.8.15
10	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	860,000	102.71 94,841,430	102.56 94,704,366	2.78	3.63	H32.2.15
11	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	900,000	97.53 94,254,920	97.58 94,300,218	2.77	3.00	H54.5.15
12	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	720,000	121.92 94,253,411	121.96 94,289,649	2.77	4.50	H51.8.15
13	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	900,000	96.92 93,666,064	96.88 93,620,767	2.75	2.00	H35.2.15
14	アメリカ	USドル	国債 証券	US TREASURY N/B	700,000	124.07 93,250,005	124.10 93,279,364	2.74	4.63	H52.2.15
15	イタリア	ユーロ	国債 証券	BTPS	550,000	123.19 88,954,750	123.31 89,035,185	2.61	5.00	H37.3.1
16	スペイン	ユーロ	国債 証券	SPANISH GOV'T	540,000	124.33 88,144,345	123.96 87,878,574	2.58	5.40	H35.1.31
17	オランダ	ユーロ	国債 証券	NETHERLANDS GOVT	450,000	144.80 85,542,048	145.64 86,038,522	2.53	5.50	H40.1.15
18	フランス	ユーロ	国債 証券	FRANCE O.A.T.	570,000	108.55 81,233,143	108.77 81,394,026	2.39	1.75	H36.11.25
19	イタリア	ユーロ	国債 証券	BTPS	450,000	114.74 67,783,802	114.76 67,795,617	1.99	3.75	H36.9.1

20	スペイン	ユーロ	国債証券	SPANISH GOV'T	350,000	143.77 66,062,747	144.21 66,261,840	1.94	6.00	H41.1.31
21	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	540,000	97.38 56,464,079	97.43 56,494,067	1.66	2.38	H36.8.15
22	カナダ	カナダドル	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	680,000	98.56 56,349,531	98.64 56,390,692	1.65	0.75	H31.8.1
23	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	300,000	139.94 55,113,969	140.58 55,366,027	1.62	6.00	H43.5.1
24	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	280,000	143.07 52,591,713	143.00 52,564,512	1.54	8.50	H35.4.25
25	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	350,000	112.64 51,758,584	112.68 51,778,066	1.52	3.00	H34.4.25
26	ドイツ	ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	250,000	155.56 51,057,417	156.71 51,434,519	1.51	5.50	H43.1.4
27	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	230,000	152.42 46,023,512	152.95 46,183,844	1.36	4.75	H47.4.25
28	ポーランド	ズロチ	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	1,400,000	92.98 40,926,076	93.89 41,326,622	1.21	2.50	H39.7.25
29	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	400,000	95.25 40,907,970	95.25 40,911,325	1.20	2.13	H37.5.15
30	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	250,000	121.64 39,922,248	121.47 39,866,454	1.17	5.50	H34.11.1

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（平成30年2月28日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	98.55
合計	98.55

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 運用実績

青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

2018年2月28日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
 ※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引き前)

2018年2月	950円
2017年2月	160円
2016年2月	0円
2015年2月	1,100円
2014年2月	310円
設定来累計	3,090円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数)	業種	比率	
国内株式マザーファンド			
銘柄名(銘柄数 78)			
三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.1%	
日本電産	電気機器	1.1%	
伊藤忠商事	卸売業	1.0%	
国内債券マザーファンド			
銘柄名(銘柄数 55)	償還年月日	比率	
第123回利付国債(5年)	2020/3/20	3.2%	
第340回利付国債(10年)	2025/9/20	2.1%	
第146回利付国債(20年)	2033/9/20	1.6%	
外国株式マザーファンド			
銘柄名(銘柄数 株式 397 投資証券 16)	国	業種	比率
APPLE INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.4%
MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.4%
外国債券マザーファンド			
銘柄名(銘柄数 55)	国	償還年月日	比率
US TREASURY N/B 1.125	アメリカ	2019/5/31	1.4%
US TREASURY N/B 2.625	アメリカ	2020/11/15	0.7%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

●投資比率

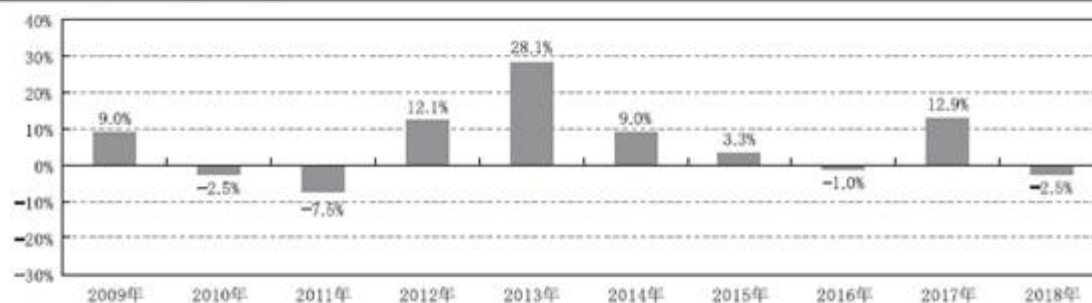
国内株式	34.9%
国内債券	33.4%
外国株式	16.7%
外国債券	11.4%
現金・預金等	3.7%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

※外国株式には、投資証券を含みます。

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2018年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）

2018年2月28日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引き前)

2018年2月	1,440円
2017年2月	180円
2016年2月	0円
2015年2月	1,090円
2014年2月	0円
設定来累計	3,180円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 78)		業種	比率	
国内株式マザーファンド	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.5%	
	日本電産	電気機器	1.4%	
	伊藤忠商事	卸売業	1.3%	
	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.2%	
	第123回利付国債(5年)	債還年月日	比率	
国内債券マザーファンド	第340回利付国債(10年)	2020/3/20	1.8%	
		2025/9/20	1.2%	
外国株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 株式 397 投資証券 16)	国	業種	比率
	APPLE INC	アメリカ	ソフトウェア・78155	0.5%
	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.4%
	銘柄名(銘柄数 55)	国	債還年月日	比率
外国債券マザーファンド	US TREASURY N/B 1.125	アメリカ	2019/5/31	1.6%
	US TREASURY N/B 2.625	アメリカ	2020/11/15	0.8%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

●投資比率

国内株式	45.6%
国内債券	18.5%
外国株式	18.6%
外国債券	13.2%
現金・預金等	4.1%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。
※外国株式には、投資証券を含みます。
※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2018年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとし、購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。購入申込の受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意ください。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとし、

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述の「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、払込期日につきましては、販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付けを取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって委託会社に換金申込を行うことができます。換金申込の受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付けを取消すことができます。なお、換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った前日および当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとしての規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファンドの主な投資対象

マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・国内株式：原則として基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
- ・外国株式：原則として金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債：a. 上場銘柄

原則として、金融商品取引所の計算日における最終相場により評価します。

計算日に最終相場がない場合には計算日の気配相場により評価します。

b. 非上場銘柄

原則として、以下のいずれかから入手した価額で評価します。

- ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場は除く。）
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述の「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月16日から翌年2月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回る事となった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

関係法人との契約の更改に関する手続き

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ(<http://www.tdasstet.co.jp/>)に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込みすることができます。権利行使の方法等については、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第18期計算期間（平成29年2月16日から平成30年2月15日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (平成29年2月15日現在)	第18期 (平成30年2月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,976,655	183,323,623
親投資信託受益証券	1,292,706,970	1,264,629,646
流動資産合計	1,339,683,625	1,447,953,269
資産合計	1,339,683,625	1,447,953,269
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	20,595,283	124,184,498
未払受託者報酬	553,956	634,339
未払委託者報酬	7,755,286	8,880,708
未払利息	77	306
その他未払費用	84,180	126,800
流動負債合計	28,988,782	133,826,651
負債合計	28,988,782	133,826,651
純資産の部		
元本等		
元本	1,287,205,193	1,307,205,245
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	23,489,650	6,921,373
（分配準備積立金）	32,306,212	14,030,846
元本等合計	1,310,694,843	1,314,126,618
純資産合計	1,310,694,843	1,314,126,618
負債純資産合計	1,339,683,625	1,447,953,269

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期 (自 平成28年2月16日 至 平成29年2月15日)	第18期 (自 平成29年2月16日 至 平成30年2月15日)
営業収益		
受取利息	12	-
有価証券売買等損益	130,537,238	125,922,676
営業収益合計	130,537,250	125,922,676
営業費用		
支払利息	13,818	24,301
受託者報酬	1,090,334	1,213,060
委託者報酬	15,264,493	16,982,725
その他費用	138,285	242,483
営業費用合計	16,506,930	18,462,569
営業利益	114,030,320	107,460,107
経常利益	114,030,320	107,460,107
当期純利益	114,030,320	107,460,107
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	515,902	1,182,002
期首剰余金又は期首欠損金 ()	69,703,518	23,489,650
剰余金増加額又は欠損金減少額	584,349	1,624,125
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	584,349	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,624,125
剰余金減少額又は欠損金増加額	310,316	286,009
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	286,009
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	310,316	-
分配金	20,595,283	124,184,498
期末剰余金又は期末欠損金 ()	23,489,650	6,921,373

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第17期 (平成29年2月15日現在)	第18期 (平成30年2月15日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,287,205,193口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,307,205,245口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0182円 (1万口当たり純資産額 10,182円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0053円 (1万口当たり純資産額 10,053円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期別	第17期 (自平成28年2月16日 至平成29年2月15日)	第18期 (自平成29年2月16日 至平成30年2月15日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(45,185,012円)、収益調整金(1,989,800円)、及び分配準備積立金(7,716,483円)より、分配対象収益は54,891,295円(1万口当たり426円)であり、うち20,595,283円(1万口当たり160円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(106,288,650円)、収益調整金(2,901,999円)、及び分配準備積立金(31,926,694円)より、分配対象収益は141,117,343円(1万口当たり1,079円)であり、うち124,184,498円(1万口当たり950円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第17期 (自平成28年2月16日 至平成29年2月15日)	第18期 (自平成29年2月16日 至平成30年2月15日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左

2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、ントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第17期 （平成29年2月15日現在）	第18期 （平成30年2月15日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	<p>証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。</p>	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期 （自 平成28年2月16日 至 平成29年2月15日）	第18期 （自 平成29年2月16日 至 平成30年2月15日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第17期 （自 平成28年2月16日 至 平成29年2月15日）	第18期 （自 平成29年2月16日 至 平成30年2月15日）
期首元本額		1,281,587,046 円	1,287,205,193 円
期中追加設定元本額		16,400,831 円	35,448,552 円
期中一部解約元本額		10,782,684 円	15,448,500 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第17期（自 平成28年2月16日 至 平成29年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	125,635,734 円
合計	125,635,734 円

第18期（自 平成29年2月16日 至 平成30年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	104,845,085 円
合計	104,845,085 円

3 デリバティブ取引関係

第17期（自 平成28年2月16日 至 平成29年2月15日）

該当事項はありません。

第18期（自 平成29年2月16日 至 平成30年2月15日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

b . 株式以外の有価証券

（平成30年2月15日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	399,100,479	449,506,869	
	国内債券マザーファンド	312,460,213	443,568,518	

	外国株式マザーファンド	105,899,378	219,010,503	
	外国債券マザーファンド	59,020,257	152,543,756	
合計		876,480,327	1,264,629,646	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 （平成29年2月15日現在）	第18期 （平成30年2月15日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	44,958,503	219,290,835
親投資信託受益証券	1,274,872,419	1,231,556,913
流動資産合計	1,319,830,922	1,450,847,748
資産合計	1,319,830,922	1,450,847,748
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,699,498	183,940,548
未払解約金	-	2,829
未払受託者報酬	539,001	635,968
未払委託者報酬	7,545,935	8,903,516
未払利息	74	367
その他未払費用	82,149	127,127
流動負債合計	30,866,657	193,610,355
負債合計	30,866,657	193,610,355
純資産の部		
元本等		
元本	1,261,083,262	1,277,364,919
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,881,003	20,127,526
（分配準備積立金）	108,906,272	58,011,776
元本等合計	1,288,964,265	1,257,237,393
純資産合計	1,288,964,265	1,257,237,393
負債純資産合計	1,319,830,922	1,450,847,748

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期 (自 平成28年2月16日 至 平成29年2月15日)	第18期 (自 平成29年2月16日 至 平成30年2月15日)
営業収益		
受取利息	14	-
有価証券売買等損益	155,744,438	153,684,494
営業収益合計	155,744,452	153,684,494
営業費用		
支払利息	13,556	21,710
受託者報酬	1,055,462	1,204,434
委託者報酬	14,776,244	16,861,974
その他費用	134,220	240,756
営業費用合計	15,979,482	18,328,874
営業利益	139,764,970	135,355,620
経常利益	139,764,970	135,355,620
当期純利益	139,764,970	135,355,620
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	910,396	818,882
期首剰余金又は期首欠損金 ()	88,641,821	27,881,003
剰余金増加額又は欠損金減少額	833,156	1,788,737
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	833,156	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,788,737
剰余金減少額又は欠損金増加額	465,408	393,456
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	393,456
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	465,408	-
分配金	22,699,498	183,940,548
期末剰余金又は期末欠損金 ()	27,881,003	20,127,526

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第17期 （平成29年2月15日現在）	第18期 （平成30年2月15日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,261,083,262口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,277,364,919口
-	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 20,127,526円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0221円 （1万口当たり純資産額 10,221円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9842円 （1万口当たり純資産額 9,842円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別	第17期 （自平成28年2月16日 至平成29年2月15日）	第18期 （自平成29年2月16日 至平成30年2月15日）
項 目		
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（50,946,964円）、収益調整金（19,732,207円）、及び分配準備積立金（80,658,806円）より、分配対象収益は151,337,977円（1万口当たり1,200円）であり、うち22,699,498円（1万口当たり180円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（134,545,083円）、収益調整金（22,891,873円）、及び分配準備積立金（107,407,241円）より、分配対象収益は264,844,197円（1万口当たり2,073円）であり、うち183,940,548円（1万口当たり1,440円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第17期 （自平成28年2月16日 至平成29年2月15日）	第18期 （自平成29年2月16日 至平成30年2月15日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左

2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、ントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第17期 （平成29年2月15日現在）	第18期 （平成30年2月15日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	<p>証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。</p>	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期 （自 平成28年2月16日 至 平成29年2月15日）	第18期 （自 平成29年2月16日 至 平成30年2月15日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	第17期 （自 平成28年2月16日 至 平成29年2月15日）	第18期 （自 平成29年2月16日 至 平成30年2月15日）
期首元本額	1,255,545,410 円	1,261,083,262 円
期中追加設定元本額	17,393,529 円	33,961,459 円
期中一部解約元本額	11,855,677 円	17,679,802 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第17期（自 平成28年2月16日 至 平成29年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	150,724,887 円
合計	150,724,887 円

第18期（自 平成29年2月16日 至 平成30年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	126,186,777 円
合計	126,186,777 円

3 デリバティブ取引関係

第17期（自 平成28年2月16日 至 平成29年2月15日）

該当事項はありません。

第18期（自 平成29年2月16日 至 平成30年2月15日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

b . 株式以外の有価証券

（平成30年2月15日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	512,065,931	576,739,858	
	国内債券マザーファンド	170,817,278	242,492,207	
	外国株式マザーファンド	115,333,774	238,521,778	

	外国債券マザーファンド	67,245,636	173,803,070	
合計		865,462,619	1,231,556,913	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式マザーファンド」、及び「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

国内株式マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成29年2月15日現在）	（平成30年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		100,607,209	135,209,794
株式		8,507,183,620	8,376,775,810
未収入金		198,635,602	211,506,385
未収配当金		7,444,700	11,070,000
流動資産合計		8,813,871,131	8,734,561,989
資産合計		8,813,871,131	8,734,561,989
負債の部			
流動負債			
未払金		217,203,742	255,218,302
未払利息		166	226
流動負債合計		217,203,908	255,218,528
負債合計		217,203,908	255,218,528
純資産の部			
元本等			
元本		9,218,561,902	7,528,790,591
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		621,894,679	950,552,870
元本等合計		8,596,667,223	8,479,343,461
純資産合計		8,596,667,223	8,479,343,461
負債純資産合計		8,813,871,131	8,734,561,989

国内債券マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成29年2月15日現在）	（平成30年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		51,273,165	51,701,816
国債証券		7,798,423,000	8,044,631,225
特殊債券		1,116,272,599	1,163,373,176
社債券		913,281,062	913,891,384
未収利息		17,031,847	15,775,257
前払費用		1,489,481	791,124
流動資産合計		9,897,771,154	10,190,163,982
資産合計		9,897,771,154	10,190,163,982
負債の部			
流動負債			
未払利息		84	86
流動負債合計		84	86
負債合計		84	86
純資産の部			
元本等			
元本		7,049,292,488	7,178,321,645
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,848,478,582	3,011,842,251
元本等合計		9,897,771,070	10,190,163,896
純資産合計		9,897,771,070	10,190,163,896
負債純資産合計		9,897,771,154	10,190,163,982

外国株式マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成29年2月15日現在）	（平成30年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		34,560,495	25,249,846
コール・ローン		11,910,605	23,000,116
株式		4,091,178,183	4,161,946,754
投資証券		89,029,312	65,813,214
派生商品評価勘定		3,298	-
未収入金		19,393,363	4,988,589
未収配当金		5,633,318	4,267,120
流動資産合計		4,251,708,574	4,285,265,639
資産合計		4,251,708,574	4,285,265,639
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		5,014	-
未払金		20,992,998	-
未払利息		19	38
流動負債合計		20,998,031	38
負債合計		20,998,031	38
純資産の部			
元本等			
元本		2,278,187,465	2,072,069,165
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,952,523,078	2,213,196,436
元本等合計		4,230,710,543	4,285,265,601
純資産合計		4,230,710,543	4,285,265,601
負債純資産合計		4,251,708,574	4,285,265,639

外国債券マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成29年2月15日現在）	（平成30年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		6,462,468	581,286
コール・ローン		17,164,495	11,034,209
国債証券		3,074,016,878	3,331,387,302
未収利息		34,533,684	33,489,266
前払費用		2,229,192	4,375,837
流動資産合計		3,134,406,717	3,380,867,900
資産合計		3,134,406,717	3,380,867,900
負債の部			
流動負債			
未払利息		28	18
流動負債合計		28	18
負債合計		28	18
純資産の部			
元本等			
元本		1,235,282,599	1,308,085,964
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,899,124,090	2,072,781,918
元本等合計		3,134,406,689	3,380,867,882
純資産合計		3,134,406,689	3,380,867,882
負債純資産合計		3,134,406,717	3,380,867,900

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場）で評価しております。</p> <p>(2)国債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p> <p>(3)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。</p>
-------------------	---

2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 国内有価証券については、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国有価証券については、原則として配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成29年2月15日現在)		(平成30年2月15日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数		1 計算期間の末日における受益権の総数	
国内株式マザーファンド	9,218,561,902口	国内株式マザーファンド	7,528,790,591口
国内債券マザーファンド	7,049,292,488口	国内債券マザーファンド	7,178,321,645口
外国株式マザーファンド	2,278,187,465口	外国株式マザーファンド	2,072,069,165口
外国債券マザーファンド	1,235,282,599口	外国債券マザーファンド	1,308,085,964口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額			-
元本の欠損			
国内株式マザーファンド	621,894,679円		
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
国内株式マザーファンド		国内株式マザーファンド	
1口当たり純資産額	0.9325円	1口当たり純資産額	1.1263円
(1万口当たり純資産額)	9,325円)	(1万口当たり純資産額)	11,263円)
国内債券マザーファンド		国内債券マザーファンド	
1口当たり純資産額	1.4041円	1口当たり純資産額	1.4196円
(1万口当たり純資産額)	14,041円)	(1万口当たり純資産額)	14,196円)
外国株式マザーファンド		外国株式マザーファンド	
1口当たり純資産額	1.8571円	1口当たり純資産額	2.0681円
(1万口当たり純資産額)	18,571円)	(1万口当たり純資産額)	20,681円)
外国債券マザーファンド		外国債券マザーファンド	
1口当たり純資産額	2.5374円	1口当たり純資産額	2.5846円
(1万口当たり純資産額)	25,374円)	(1万口当たり純資産額)	25,846円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	対象年月日	(平成29年2月15日現在)		(平成30年2月15日現在)	
国内株式マザーファンド					
期首元本額		10,114,848,710 円		9,218,561,902 円	
期中追加設定元本額		239,002,743 円		55,710,749 円	
期中一部解約元本額		1,135,289,551 円		1,745,482,060 円	
期末元本額		9,218,561,902 円		7,528,790,591 円	
元本の内訳*					
青のライフキャンバス・ファンド (標準型)		503,688,951 円		399,100,479 円	
赤のライフキャンバス・ファンド (積極型)		651,462,378 円		512,065,931 円	

T & D 国内株式オープン S A (適格機関投資家専用)	8,063,410,573 円	6,617,624,181 円
合計	9,218,561,902 円	7,528,790,591 円
国内債券マザーファンド		
期首元本額	7,382,396,050 円	7,049,292,488 円
期中追加設定元本額	345,572,066 円	307,675,585 円
期中一部解約元本額	678,675,628 円	178,646,428 円
期末元本額	7,049,292,488 円	7,178,321,645 円
元本の内訳*		
青のライフキャンパス・ファンド (標準型)	322,280,495 円	312,460,213 円
赤のライフキャンパス・ファンド (積極型)	182,776,173 円	170,817,278 円
T & D 国内債券オープン (非課税適格機関投資家専用)	2,480,414,587 円	2,553,728,183 円
T & D 国内債券オープン S A (適格機関投資家専用)	4,063,821,233 円	4,141,315,971 円
合計	7,049,292,488 円	7,178,321,645 円
外国株式マザーファンド		
期首元本額	2,707,735,758 円	2,278,187,465 円
期中追加設定元本額	174,887,880 円	22,610,978 円
期中一部解約元本額	604,436,173 円	228,729,278 円
期末元本額	2,278,187,465 円	2,072,069,165 円
元本の内訳*		
青のライフキャンパス・ファンド (標準型)	122,372,660 円	105,899,378 円
赤のライフキャンパス・ファンド (積極型)	133,235,966 円	115,333,774 円
T & D 外国株オープン (非課税適格機関投資家専用)	373,547,816 円	299,120,551 円
T & D 外国株式オープン S A (適格機関投資家専用)	1,649,031,023 円	1,551,715,462 円
合計	2,278,187,465 円	2,072,069,165 円
外国債券マザーファンド		
期首元本額	1,079,614,050 円	1,235,282,599 円
期中追加設定元本額	165,207,561 円	136,452,349 円
期中一部解約元本額	9,539,012 円	63,648,984 円
期末元本額	1,235,282,599 円	1,308,085,964 円
元本の内訳*		
青のライフキャンパス・ファンド (標準型)	56,453,344 円	59,020,257 円
赤のライフキャンパス・ファンド (積極型)	64,363,213 円	67,245,636 円
T & D 外国債券オープン (非課税適格機関投資家専用)	246,841,960 円	270,578,713 円
T & D 外国債券オープン S A (適格機関投資家専用)	867,624,082 円	911,241,358 円
合計	1,235,282,599 円	1,308,085,964 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成28年2月16日 至 平成29年2月15日）

種類		貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式		12,598,361,803 円	1,968,564,475 円
	内 国内株式マザーファンド	8,507,183,620 円	1,245,669,977 円
	内 外国株式マザーファンド	4,091,178,183 円	722,894,498 円
国債証券		10,872,439,878 円	306,202,885 円
	内 国内債券マザーファンド	7,798,423,000 円	187,788,660 円
	内 外国債券マザーファンド	3,074,016,878 円	118,414,225 円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	1,116,272,599 円	5,271,758 円
社債券	内 国内債券マザーファンド	913,281,062 円	2,605,000 円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	89,029,312 円	5,531,492 円
合計		25,589,384,654 円	1,660,016,324 円

（自 平成29年2月16日 至 平成30年2月15日）

種類		貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式		12,538,722,564 円	1,244,848,843 円
	内 国内株式マザーファンド	8,376,775,810 円	715,730,815 円
	内 外国株式マザーファンド	4,161,946,754 円	529,118,028 円
国債証券		11,376,018,527 円	29,782,457 円
	内 国内債券マザーファンド	8,044,631,225 円	33,380,785 円
	内 外国債券マザーファンド	3,331,387,302 円	63,163,242 円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	1,163,373,176 円	4,587,999 円
社債券	内 国内債券マザーファンド	913,891,384 円	1,449,000 円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	65,813,214 円	1,537,111 円
合計		26,057,818,865 円	1,210,566,498 円

3 デリバティブ取引関係

（自 平成28年2月16日 至 平成29年2月15日）

取引の状況に関する事項

1 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2 取引に対する取組みと利用目的 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外貨建有価証券の買付代金等の実需に対応する取引に限定しております。
3 取引に係るリスクの内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動に係るリスクがあります。
4 取引に係るリスクの管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行っております。
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 USドル	6,289,988		6,293,286	3,298
	売建 USドル	6,736,313		6,739,845	3,532
	イギリスポンド	1,521,871		1,523,353	1,482
合計		-	-	-	1,716

(注) 1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（自平成29年2月16日 至平成30年2月15日）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

国内株式マザーファンド

有価証券明細表

a. 株式

（平成30年2月15日現在）

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ショーポンドホールディングス	10,400	7,250.00	75,400,000	
ミライト・ホールディングス	84,600	1,564.00	132,314,400	
アサヒグループホールディングス	30,800	5,454.00	167,983,200	
昭和電工	15,600	4,920.00	76,752,000	
信越化学工業	9,700	11,160.00	108,252,000	
三菱ケミカルホールディングス	151,100	1,047.50	158,277,250	
花王	20,700	7,747.00	160,362,900	
アステラス製薬	50,000	1,468.50	73,425,000	
日本新薬	15,400	6,160.00	94,864,000	
中外製薬	25,300	5,340.00	135,102,000	
JCRファーマ	5,400	5,180.00	27,972,000	
JXTGホールディングス	116,100	647.00	75,116,700	
三井金属鉱業	15,000	5,250.00	78,750,000	

住友金属鉱山	25,600	5,091.00	130,329,600
古河電気工業	15,600	5,580.00	87,048,000
L I X I Lグループ	34,800	2,572.00	89,505,600
D M G森精機	37,200	2,084.00	77,524,800
S M C	1,900	44,890.00	85,291,000
小松製作所	39,900	4,001.00	159,639,900
住友重機械工業	14,100	4,345.00	61,264,500
荏原製作所	21,300	3,985.00	84,880,500
C K D	20,900	2,446.00	51,121,400
ミネベアミツミ	42,200	2,460.00	103,812,000
日立製作所	133,000	809.50	107,663,500
三菱電機	48,700	1,825.50	88,901,850
日本電産	15,300	16,500.00	252,450,000
パナソニック	97,000	1,576.50	152,920,500
ソニー	17,700	5,173.00	91,562,100
キーエンス	1,900	63,470.00	120,593,000
ローム	10,100	10,920.00	110,292,000
村田製作所	5,200	14,920.00	77,584,000
小糸製作所	20,900	7,380.00	154,242,000
東京エレクトロン	5,500	20,060.00	110,330,000
デンソー	17,600	6,202.00	109,155,200
日産自動車	105,900	1,113.00	117,866,700
いすゞ自動車	57,300	1,704.50	97,667,850
トヨタ自動車	18,500	7,142.00	132,127,000
スズキ	23,400	5,954.00	139,323,600
ヤマハ発動機	28,900	3,395.00	98,115,500
ニコン	31,500	2,106.00	66,339,000
H O Y A	21,200	5,421.00	114,925,200
朝日インテック	23,700	4,080.00	96,696,000
メニコン	27,300	2,435.00	66,475,500
ニプロ	29,400	1,515.00	44,541,000
バンダイナムコホールディングス	41,200	3,395.00	139,874,000
任天堂	3,400	45,840.00	155,856,000
東日本旅客鉄道	9,100	9,990.00	90,909,000
西武ホールディングス	54,700	1,853.00	101,359,100
日立物流	29,500	2,614.00	77,113,000
S Gホールディングス	37,500	2,250.00	84,375,000
A N Aホールディングス	19,200	4,195.00	80,544,000
デジタルアーツ	17,100	3,400.00	58,140,000
テクマトリックス	35,600	1,763.00	62,762,800
メディカル・データ・ビジョン	28,800	2,349.00	67,651,200
トレンドマイクロ	13,000	5,460.00	70,980,000
伊藤忠テクノソリューションズ	28,800	3,995.00	115,056,000
日本ユニシス	29,000	2,119.00	61,451,000
ミロク情報サービス	37,900	2,997.00	113,586,300

ソフトバンクグループ	25,400	8,789.00	223,240,600	
伊藤忠商事	115,200	1,994.50	229,766,400	
日立ハイテクノロジーズ	19,500	5,100.00	99,450,000	
ミスミグループ本社	30,000	2,912.00	87,360,000	
スタートトゥデイ	28,900	2,952.00	85,312,800	
良品計画	1,900	34,550.00	65,645,000	
ケーズホールディングス	32,500	3,005.00	97,662,500	
ニトリホールディングス	6,600	17,775.00	117,315,000	
ファーストリテイリング	1,800	41,840.00	75,312,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	369,400	772.90	285,509,260	
三井住友フィナンシャルグループ	44,100	4,729.00	208,548,900	
第一生命ホールディングス	53,100	2,178.00	115,651,800	
東京海上ホールディングス	20,500	5,050.00	103,525,000	
オリックス	36,500	1,843.50	67,287,750	
三井不動産	26,500	2,577.50	68,303,750	
東京建物	86,000	1,701.00	146,286,000	
エス・エム・エス	24,800	4,100.00	101,680,000	
アウトソーシング	45,000	1,762.00	79,290,000	
電通	16,400	4,920.00	80,688,000	
ベクトル	42,200	2,062.00	87,016,400	
ネットマーケティング	17,300	1,590.00	27,507,000	
合計	2,972,000		8,376,775,810	

b. 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

国内債券マザーファンド

有価証券明細表

a. 株式
該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成30年2月15日現在）

種類	銘柄	額面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第123回利付国債（5年）	963,500,000	968,115,165	
	第124回利付国債（5年）	46,000,000	46,236,440	
	第129回利付国債（5年）	558,000,000	562,212,900	
	第5回利付国債（40年）	55,000,000	73,759,950	
	第7回利付国債（40年）	16,000,000	20,059,680	
	第8回利付国債（40年）	119,000,000	138,036,430	
	第10回利付国債（40年）	78,000,000	77,439,960	
	第305回利付国債（10年）	506,000,000	519,388,760	
	第339回利付国債（10年）	176,000,000	181,559,840	

	第340回利付国債(10年)	621,000,000	640,803,690	
	第342回利付国債(10年)	452,000,000	455,832,960	
	第344回利付国債(10年)	490,000,000	493,356,500	
	第345回利付国債(10年)	162,000,000	163,070,820	
	第346回利付国債(10年)	354,000,000	356,081,520	
	第347回利付国債(10年)	75,000,000	75,383,250	
	第348回利付国債(10年)	291,000,000	292,385,160	
	第349回利付国債(10年)	274,000,000	275,071,340	
	第40回利付国債(30年)	51,000,000	64,075,890	
	第47回利付国債(30年)	168,000,000	203,622,720	
	第49回利付国債(30年)	98,000,000	113,979,880	
	第52回利付国債(30年)	77,000,000	71,792,490	
	第54回利付国債(30年)	41,000,000	41,291,920	
	第146回利付国債(20年)	409,000,000	493,507,580	
	第147回利付国債(20年)	138,000,000	164,493,240	
	第148回利付国債(20年)	100,000,000	117,685,000	
	第149回利付国債(20年)	398,000,000	468,342,520	
	第153回利付国債(20年)	191,000,000	218,505,910	
	第154回利付国債(20年)	226,000,000	254,654,540	
	第158回利付国債(20年)	279,000,000	279,000,000	
	第160回利付国債(20年)	169,000,000	174,429,970	
	第161回利付国債(20年)	40,000,000	40,455,200	
特殊債券	第225回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,363,000	
	第21回地方公共団体金融機構債券	300,000,000	312,174,000	
	第17回首都高速道路株式会社社債	100,000,000	99,951,000	
	第19回首都高速道路株式会社社債	100,000,000	100,095,000	
	第3回貸付債権担保住宅金融公庫債券	80,768,000	80,943,266	
	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,304,000	42,671,456	
	第81回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	60,941,000	63,410,329	
	第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,162,000	71,571,604	
	第102回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,087,000	88,738,479	
	第314回信金中金債(5年)	100,000,000	100,412,000	
	第185号商工債(3年)	100,000,000	100,043,042	
社債券	第19回積水ハウス株式会社無担保社債	100,000,000	99,501,000	
	第8回株式会社LIXILグループ無担保社債	100,000,000	99,805,000	
	第12回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	100,562,000	
	第15回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	99,994,000	
	第3回J A三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	99,996,384	
	第38回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	99,749,000	
	第69回日立キャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	99,911,000	
	第40回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	102,272,000	

	第8回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	112,101,000	
合計		9,658,762,000	10,121,895,785	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

有価証券明細表

a. 株式

（平成30年2月15日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
USドル	AMAZON.COM INC	508	1,451.05	737,133.40	
	ABBOTT LABORATORIES	3,393	58.28	197,744.04	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	333	154.76	51,535.08	
	ADOBE SYSTEMS INC	1,090	197.13	214,871.70	
	ALLSTATE CORP	942	95.03	89,518.26	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,511	150.38	227,224.18	
	AMGEN INC	645	179.52	115,790.40	
	AMERICAN EXPRESS CO	1,700	96.23	163,591.00	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	600	65.30	39,180.00	
	AFLAC INC	100	87.65	8,765.00	
	ANALOG DEVICES INC	1,010	85.13	85,981.30	
	VALERO ENERGY CORP	1,200	92.63	111,156.00	
	COMCAST CORP-CL A	7,740	39.43	305,188.20	
	APPLE INC	5,649	167.37	945,473.13	
	APPLIED MATERIALS INC	3,500	51.96	181,860.00	
	ALBEMARLE CORP	700	111.72	78,204.00	
	AUTODESK INC	200	109.92	21,984.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	476	112.71	53,649.96	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,301	200.54	260,902.54	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	1,326	66.03	87,555.78	
	BECTON DICKINSON AND CO	599	219.95	131,750.05	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	4,468	49.51	221,210.68	
	BEST BUY CO INC	318	72.52	23,061.36	
	YUM! BRANDS INC	1,094	77.88	85,200.72	
	BOEING CO	830	344.85	286,225.50	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	300	106.56	31,968.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,600	65.35	104,560.00	
	ONEOK INC	1,000	57.47	57,470.00	
	SEMPRA ENERGY	300	105.47	31,641.00	
	FEDEX CORP	650	240.82	156,533.00	
	AMPHENOL CORP-CL A	1,300	87.34	113,542.00	
	CSX CORP	800	55.15	44,120.00	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	200	214.00	42,800.00	
	CATERPILLAR INC	1,000	158.06	158,060.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	200	101.20	20,240.00		

CELGENE CORP	810	94.39	76,455.90
JPMORGAN CHASE & CO	5,146	115.03	591,944.38
CIGNA CORP	519	195.55	101,490.45
CISCO SYSTEMS INC	4,440	42.09	186,879.60
CLOROX COMPANY	109	128.80	14,039.20
COCA-COLA CO/THE	4,798	44.10	211,591.80
COLGATE-PALMOLIVE CO	1,000	69.62	69,620.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	800	145.24	116,192.00
CORNING INC	1,900	29.52	56,088.00
DANAHER CORP	1,603	96.10	154,048.30
DEERE & CO	575	163.28	93,886.00
MORGAN STANLEY	2,900	55.05	159,645.00
REPUBLIC SERVICES INC	254	64.52	16,388.08
WALT DISNEY CO/THE	2,203	104.60	230,433.80
DOLLAR TREE INC	100	105.87	10,587.00
EBAY INC	500	42.44	21,220.00
BANK OF AMERICA CORP	15,605	32.00	499,360.00
CITIGROUP INC	4,143	76.71	317,809.53
ELECTRONIC ARTS INC	500	123.77	61,885.00
SALESFORCE.COM INC	1,000	109.02	109,020.00
EOG RESOURCES INC	300	106.76	32,028.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	1,300	139.73	181,649.00
EXXON MOBIL CORP	3,811	76.46	291,389.06
NEXTERA ENERGY INC	1,100	150.08	165,088.00
FISERV INC	632	138.40	87,468.80
GENERAL DYNAMICS CORP	375	218.25	81,843.75
GILEAD SCIENCES INC	780	81.82	63,819.60
NVIDIA CORP	1,361	241.42	328,572.62
GENERAL ELECTRIC CO	2,486	14.90	37,041.40
HALLIBURTON CO	700	47.87	33,509.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	604	262.58	158,598.32
HERSHEY CO/THE	450	99.02	44,559.00
UNUM GROUP	630	52.45	33,043.50
HOME DEPOT INC	2,052	184.69	378,983.88
RED HAT INC	200	134.19	26,838.00
BIOGEN INC	286	296.08	84,678.88
ILLINOIS TOOL WORKS	800	162.47	129,976.00
INTUIT INC	708	163.90	116,041.20
INTEL CORP	4,235	45.38	192,184.30
INTERNATIONAL PAPER CO	900	58.38	52,542.00
JOHNSON & JOHNSON	3,677	129.67	476,796.59
KEYCORP	2,500	21.17	52,925.00
BLACKROCK INC	100	539.94	53,994.00
LAM RESEARCH CORP	200	183.01	36,602.00
PACKAGING CORP OF AMERICA	1,100	115.99	127,589.00
ELI LILLY & CO	781	77.03	60,160.43

LINCOLN NATIONAL CORP	623	77.30	48,157.90
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	177	106.60	18,868.20
AGILENT TECHNOLOGIES INC	800	69.70	55,760.00
LOCKHEED MARTIN CORP	667	354.66	236,558.22
CARNIVAL CORP	1,700	69.92	118,864.00
DOMINION ENERGY INC	788	74.34	58,579.92
MCDONALD'S CORP	1,504	159.99	240,624.96
MARSH & MCLENNAN COS	1,272	82.26	104,634.72
METLIFE INC	200	46.70	9,340.00
CVS HEALTH CORPORATION	1,100	69.79	76,769.00
MICROSOFT CORP	9,566	90.81	868,688.46
MICRON TECHNOLOGY INC	3,100	43.45	134,695.00
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	200	82.21	16,442.00
3M CO	908	232.00	210,656.00
ILLUMINA INC	217	223.11	48,414.87
XCEL ENERGY INC	460	43.22	19,881.20
NETAPP INC	400	60.64	24,256.00
NEWMONT MINING CORP	1,350	39.00	52,650.00
NIKE INC -CL B	800	67.96	54,368.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	484	349.62	169,216.08
WELLS FARGO & CO	3,710	59.55	220,930.50
NUCOR CORP	1,000	65.19	65,190.00
MONSANTO CO	900	120.18	108,162.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	324	97.38	31,551.12
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	600	69.85	41,910.00
ORACLE CORP	2,631	49.45	130,102.95
PARKER HANNIFIN CORP	650	183.89	119,528.50
PAYCHEX INC	230	65.37	15,035.10
PEPSICO INC	2,086	109.11	227,603.46
PFIZER INC	7,144	35.19	251,397.36
CONOCOPHILLIPS	1,621	55.51	89,981.71
ALTRIA GROUP INC	2,440	65.18	159,039.20
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,000	158.27	158,270.00
AETNA INC	610	176.77	107,829.70
PPG INDUSTRIES INC	1,000	116.32	116,320.00
PRAXAIR INC	600	155.07	93,042.00
COSTCO WHOLESALE CORP	700	187.35	131,145.00
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,876	80.68	232,035.68
PROGRESSIVE CORP	1,650	56.30	92,895.00
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	1,400	47.62	66,668.00
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	300	153.98	46,194.00
US BANCORP	2,700	55.31	149,337.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	200	187.09	37,418.00
RAYTHEON COMPANY	919	212.58	195,361.02
TRAVELERS COS INC/THE	486	140.60	68,331.60
MERCK & CO. INC.	3,002	54.90	164,809.80

SCHLUMBERGER LTD	1,500	65.87	98,805.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	1,150	52.40	60,260.00
BUNGE LTD	382	75.06	28,672.92
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	900	63.27	56,943.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	1,174	111.27	130,630.98
SOUTHERN CO	613	43.58	26,714.54
SOUTHWEST AIRLINES CO	800	57.73	46,184.00
AT&T INC	6,443	36.41	234,589.63
CHEVRON CORP	2,538	113.63	288,392.94
STATE STREET CORP	1,300	103.94	135,122.00
STARBUCKS CORP	1,810	55.99	101,341.90
STRYKER CORP	600	156.24	93,744.00
NETFLIX INC	600	266.00	159,600.00
SYNOPSIS INC	659	86.62	57,082.58
SYSCO CORP	700	58.35	40,845.00
INTUITIVE SURGICAL INC	220	409.89	90,175.80
TEXAS INSTRUMENTS INC	1,810	102.68	185,850.80
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	450	208.31	93,739.50
TIFFANY & CO	300	103.11	30,933.00
UNION PACIFIC CORP	1,100	133.19	146,509.00
UNITED TECHNOLOGIES CORP	1,444	126.70	182,954.80
UNITEDHEALTH GROUP INC	1,500	228.78	343,170.00
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	300	157.26	47,178.00
VULCAN MATERIALS CO	400	129.62	51,848.00
WALMART INC	2,027	101.70	206,145.90
WASTE MANAGEMENT INC	1,297	82.60	107,132.20
WESTERN DIGITAL CORP	400	83.33	33,332.00
WYNN RESORTS LTD	200	164.16	32,832.00
CME GROUP INC	400	162.15	64,860.00
XILINX INC	1,200	66.86	80,232.00
TJX COMPANIES INC	186	76.57	14,242.02
LAS VEGAS SANDS CORP	1,100	74.45	81,895.00
MASTERCARD INC-CLASS A	2,034	172.52	350,905.68
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	2,200	55.98	123,156.00
VMWARE INC-CLASS A	300	124.42	37,326.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,560	102.54	159,962.40
VISA INC-CLASS A SHARES	3,340	120.83	403,572.20
SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	200	87.58	17,516.00
CHUBB LTD	1,043	147.29	153,623.47
MARATHON PETROLEUM CORP	1,100	68.16	74,976.00
KINDER MORGAN INC	3,713	17.45	64,791.85
STANLEY BLACK & DECKER INC	755	159.27	120,248.85
PVH CORP	500	150.66	75,330.00
ACCENTURE PLC-CL A	400	159.79	63,916.00
HCA HEALTHCARE INC	200	99.91	19,982.00
AON PLC	300	139.97	41,991.00

	TESLA, INC	200	322.31	64,462.00
	INGERSOLL-RAND PLC	400	90.39	36,156.00
	TIME WARNER INC	1,561	94.52	147,545.72
	GENERAL MOTORS CO	2,111	41.81	88,260.91
	CBRE GROUP INC	1,400	45.04	63,056.00
	APTIV PLC	800	92.69	74,152.00
	PHILLIPS 66	1,100	93.33	102,663.00
	FACEBOOK INC-A	2,930	179.52	525,993.60
	ABBVIE INC	2,300	113.08	260,084.00
	ZOETIS INC	2,200	74.46	163,812.00
	LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	842	41.77	35,170.34
	BROADCOM LTD	690	247.66	170,885.40
	TAPESTRY INC	1,000	50.49	50,490.00
	ANTHEM INC	500	235.02	117,510.00
	MEDTRONIC PLC	600	81.86	49,116.00
	SQUARE INC - A	1,100	41.85	46,035.00
	DOWDUPONT INC	4,413	71.33	314,779.29
	FORTIVE CORP	1,051	74.19	77,973.69
	S&P GLOBAL INC	200	186.03	37,206.00
	ALPHABET INC-CL A	394	1,072.70	422,643.80
	PAYPAL HOLDINGS INC	1,800	77.27	139,086.00
	HP INC	1,526	21.29	32,488.54
	ALPHABET INC-CL C	401	1,069.70	428,949.70
	L3 TECHNOLOGIES INC	236	209.00	49,324.00
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	573	358.94	205,672.62
	小計	280,127		26,362,480.45
	(邦貨換算)			(2,817,094,660)
カナダドル	BARRICK GOLD CORP	900	17.14	15,426.00
	BANK OF MONTREAL	834	97.21	81,073.14
	BANK OF NOVA SCOTIA	800	77.73	62,184.00
	NATIONAL BANK OF CANADA	1,300	61.72	80,236.00
	BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	1,900	48.39	91,941.00
	CGI GROUP INC - CL A	1,000	72.49	72,490.00
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	1,078	115.51	124,519.78
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	2,650	39.66	105,099.00
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	494	96.35	47,596.90
	OPEN TEXT CORP	700	44.35	31,045.00
	FORTIS INC	1,300	39.69	51,597.00
	ENBRIDGE INC	1,600	42.86	68,576.00
	MAGNA INTERNATIONAL INC	100	68.44	6,844.00
	TRANSCANADA CORP	1,224	53.64	65,655.36
	ROYAL BANK OF CANADA	1,300	100.51	130,663.00
	TORONTO-DOMINION BANK	1,274	72.32	92,135.68
	SUNCOR ENERGY INC	337	42.52	14,329.24
	PEMBINA PIPELINE CORP	900	40.38	36,342.00
	NUTRIEN LTD	1,484	55.74	82,718.16

	小計 (邦貨換算)	21,175		1,260,471.26 (107,745,083)	
オーストラリア ドル	AUST AND NZ BANKING GROUP	2,126	27.64	58,762.64	
	WESTPAC BANKING CORP	2,744	30.17	82,786.48	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	9,400	5.10	47,940.00	
	TELSTRA CORP LTD	1,003	3.43	3,440.29	
	BHP BILLITON LTD	6,203	30.02	186,214.06	
	CSL LIMITED	196	149.29	29,260.84	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	1,652	73.98	122,214.96	
	BORAL LTD	8,200	7.37	60,434.00	
	RIO TINTO LTD	2,176	78.89	171,664.64	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	1,847	28.90	53,378.30	
	NEWCREST MINING LIMITED	4,600	22.30	102,580.00	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	2,000	31.08	62,160.00	
	MACQUARIE GROUP LTD	80	102.10	8,168.00	
	小計 (邦貨換算)	42,227		989,004.21 (83,719,206)	
イギリスポンド	ASHTED GROUP PLC	4,180	20.05	83,809.00	
	DIAGEO PLC	2,527	24.73	62,505.34	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	2,712	44.40	120,412.80	
	IMPERIAL BRANDS PLC	592	26.24	15,534.08	
	HSBC HOLDINGS PLC	20,979	7.50	157,363.47	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	21,776	2.52	55,006.17	
	PRUDENTIAL PLC	4,621	18.13	83,778.73	
	SSE PLC	881	11.91	10,492.71	
	BP PLC	18,015	4.74	85,553.23	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	82,506	0.66	54,990.24	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	2,654	12.90	34,257.83	
	ASTRAZENECA PLC	950	48.30	45,885.00	
	BT GROUP PLC	1,017	2.25	2,293.84	
	BARCLAYS PLC	10,000	1.95	19,570.00	
	RANDGOLD RESOURCES LTD	500	63.86	31,930.00	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	6,348	22.81	144,829.62	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	5,391	23.19	125,044.24	
	BUNZL PLC	854	20.31	17,344.74	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	1,501	39.72	59,619.72	
	UNILEVER PLC	1,577	37.92	59,799.84	
	INVESTEC PLC	1,812	6.02	10,922.73	
	SEVERN TRENT PLC	788	17.30	13,632.40	
	SMITHS GROUP PLC	1,850	15.44	28,573.25	
	3I GROUP PLC	5,825	8.91	51,900.75	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	825	63.23	52,164.75	
	RELX PLC	1,811	14.56	26,377.21	
	SHIRE PLC	1,239	31.35	38,848.84	
	GLENCORE PLC	7,740	3.82	29,597.76	

	OLD MUTUAL PLC	14,368	2.39	34,396.99	
	WPP PLC	546	13.84	7,556.64	
	COMPASS GROUP PLC	4,202	15.48	65,067.97	
	NATIONAL GRID PLC	3,708	7.44	27,594.93	
	FERGUSON PLC	970	51.40	49,858.00	
	DIRECT LINE INSURANCE GROUP	5,755	3.85	22,197.03	
	JOHNSON MATTHEY PLC	745	31.04	23,124.80	
	小計 (邦貨換算)	241,765		1,751,834.65 (262,214,610)	
スイスフラン	SIKA AG-BR	18	7,560.00	136,080.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	9	5,570.00	50,130.00	
	GIVAUDAN-REG	21	2,141.00	44,961.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	179	305.90	54,756.10	
	NOVARTIS AG-REG	2,754	79.34	218,502.36	
	ABB LTD-REG	1,150	22.99	26,438.50	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	681	222.60	151,590.60	
	LAFARGEHOLCIM LTD	980	53.78	52,704.40	
	NESTLE SA-REG	3,430	77.32	265,207.60	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	1,201	17.11	20,555.11	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	24	403.60	9,686.40	
	LONZA GROUP AG-REG	310	237.50	73,625.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	40	680.50	27,220.00	
	GEBERIT AG-REG	66	416.30	27,475.80	
	JULIUS BAER GROUP LTD	840	60.54	50,853.60	
	SWISS RE AG	505	94.88	47,914.40	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	1,120	84.00	94,080.00	
	UBS GROUP AG	5,358	17.54	94,006.11	
	小計 (邦貨換算)	18,686		1,445,786.98 (166,337,792)	
ホンコンドル	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	1,200	105.30	126,360.00	
	BANK OF EAST ASIA	2,200	32.35	71,170.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	300	272.80	81,840.00	
	MTR CORP	7,000	40.60	284,200.00	
	HANG SENG BANK LTD	2,100	191.50	402,150.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	1,500	65.85	98,775.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	9,000	65.65	590,850.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	11,000	39.00	429,000.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	4,000	126.00	504,000.00	
	AIA GROUP LTD	16,400	62.40	1,023,360.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	2,052	97.85	200,788.20	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	1,552	67.75	105,148.00	
	小計 (邦貨換算)	58,304		3,917,641.20 (53,514,978)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	2,700	28.03	75,681.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	4,200	7.39	31,038.00	

	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	9,000	3.35	30,150.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	6,200	12.26	76,012.00	
	KEPPEL CORP LTD	4,000	7.80	31,200.00	
	小計	26,100		244,081.00	
	(邦貨換算)			(19,836,462)	
スウェーデン クローナ	SWEDBANK AB - A SHARES	2,775	204.20	566,655.00	
	NORDEA BANK AB	3,232	93.76	303,032.32	
	TELIA CO AB	3,633	37.16	135,002.28	
	ELECTROLUX AB-SER B	299	263.90	78,906.10	
	VOLVO AB-B SHS	5,635	152.80	861,028.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	2,057	222.80	458,299.60	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	1,270	341.30	433,451.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	3,232	114.30	369,417.60	
	ASSA ABLOY AB-B	1,127	172.05	193,900.35	
	小計	23,260		3,399,692.25	
	(邦貨換算)			(45,657,866)	
デンマーク クローネ	A P MOLLER - MAERSK A/S - B	7	10,565.00	73,955.00	
	DANSKE BANK A/S	1,390	244.20	339,438.00	
	DSV A/S	955	473.20	451,906.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	1,665	303.35	505,077.75	
	小計	4,017		1,370,376.75	
	(邦貨換算)			(24,474,928)	
ユーロ	BOUYGUES SA	400	40.73	16,292.00	
	AIRBUS SE	691	84.17	58,161.47	
	ADIDAS AG	553	177.00	97,881.00	
	L'OREAL	560	175.30	98,168.00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	638	240.90	153,694.20	
	THALES SA	70	87.50	6,125.00	
	CAPGEMINI SA	445	102.00	45,390.00	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	554	63.24	35,034.96	
	KBC GROEP NV	481	71.84	34,555.04	
	HANNOVER RUECK SE	272	110.10	29,947.20	
	GEA GROUP AG	210	37.69	7,914.90	
	MICHELIN (CGDE)-B	606	124.25	75,295.50	
	CONTINENTAL AG	105	228.20	23,961.00	
	PERNOD-RICARD SA	431	131.45	56,654.95	
	RWE AG	989	16.18	16,006.96	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	795	69.24	55,045.80	
	VIVENDI	1,678	21.87	36,697.86	
	SAP SE	1,480	83.70	123,876.00	
	HENKEL AG & CO KGAA	195	96.60	18,837.00	
	BAYER AG	1,281	97.81	125,294.61	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	196	104.95	20,570.20	
	BASF SE	817	86.30	70,507.10	
	BEIERSDORF AG	572	91.58	52,383.76	

HOCHTIEF AG	46	132.30	6,085.80
FRESENIUS MEDICAL CARE AG & ORANGE	616 4,731	86.14 13.45	53,062.24 63,631.95
SAMPO OYJ-A SHS	1,082	46.53	50,345.46
ALLIANZ SE-REG	843	187.92	158,416.56
HERMES INTERNATIONAL	34	434.70	14,779.80
AKZO NOBEL	994	77.12	76,657.28
VOLKSWAGEN AG-PFD	228	166.08	37,866.24
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	5,582	6.96	38,895.37
KERING	293	384.60	112,687.80
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	1,122	71.61	80,346.42
REPSOL SA	2,859	13.82	39,525.67
SANOFI	506	63.89	32,328.34
BANCO SANTANDER SA	16,509	5.49	90,700.44
SIEMENS AG-REG	1,208	109.28	132,010.24
TELEFONICA SA	4,460	7.47	33,334.04
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	787	88.00	69,256.00
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	6,028	13.07	78,785.96
INFINEON TECHNOLOGIES AG	1,670	21.88	36,539.60
SOCIETE GENERALE	1,007	45.60	45,919.20
KONINKLIJKE PHILIPS NV	1,090	30.70	33,468.45
EURAZEO	551	79.30	43,694.30
AXA SA	3,805	24.85	94,554.25
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	637	90.80	57,839.60
ENEL SPA	12,759	4.78	60,988.02
ENI SPA	1,920	13.43	25,800.96
ESSILOR INTERNATIONAL	203	107.85	21,893.55
SNAM SPA	3,587	3.68	13,221.68
BNP PARIBAS	1,312	63.58	83,416.96
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	280	43.24	12,107.20
ENAGAS	365	20.66	7,540.90
WIRECARD AG	208	94.30	19,614.40
ATLANTIA SPA	1,971	25.20	49,669.20
HEINEKEN NV	619	84.08	52,045.52
PROXIMUS	1,680	25.54	42,907.20
TERNA SPA	3,900	4.57	17,854.20
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	800	28.37	22,696.00
SAFRAN SA	767	86.30	66,192.10
KONE OYJ-B	350	43.66	15,281.00
HEINEKEN HOLDING NV	442	79.90	35,315.80
UNILEVER NV-CVA	2,534	43.74	110,849.83
TOTAL SA	3,439	45.33	155,889.87
NATIXIS	1,555	7.06	10,990.74
VINCI SA	779	81.12	63,192.48
DANONE	1,049	64.26	67,408.74
AIR LIQUIDE SA	300	98.60	29,580.00

IBERDROLA SA	6,650	6.03	40,152.70
AMADEUS IT GROUP SA	885	58.56	51,825.60
COMMERZBANK AG	4,020	12.67	50,941.44
ASML HOLDING NV	667	152.70	101,850.90
VONOVIA SE	641	36.74	23,550.34
FERRARI NV	951	100.80	95,860.80
VALEO SA	134	59.54	7,978.36
INDITEX	764	26.27	20,070.28
FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	530	17.70	9,381.00
UNICREDIT SPA	1,050	17.71	18,603.90
ABN AMRO GROUP NV-CVA	2,015	24.57	49,508.55
QIAGEN N.V.	964	26.32	25,372.48
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	800	83.59	66,872.00
ING GROEP NV-CVA	5,703	14.66	83,640.19
小計 (邦貨換算)	137,300		4,369,090.41 (581,351,169)
合計 (邦貨換算)	852,961		(4,161,946,754)

b. 株式以外の有価証券

(平成30年2月15日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
USドル	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	200	23,092.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	450	71,514.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	300	17,001.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	100	15,409.00	
		PUBLIC STORAGE	220	41,091.60	
		VENTAS INC	200	9,924.00	
		VORNADO REALTY TRUST	100	6,608.00	
		PROLOGIS INC	300	18,162.00	
		AMERICAN TOWER CORP	998	135,209.04	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	618	100,462.08	
		小計 (邦貨換算)	3,486	438,472.72 (46,855,194)	
カナダドル	投資証券	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV (邦貨換算)	900	26,235.00 (2,242,567)	
オーストラリアドル	投資証券	DEXUS	5,500	50,765.00	
		GOODMAN GROUP	5,600	44,968.00	
		SCENTRE GROUP	11,377	42,777.52	
		WESTFIELD CORP	3,825	32,550.75	
		小計 (邦貨換算)	26,302	171,061.27 (14,480,336)	
ホンコンドル	投資証券	LINK REIT (邦貨換算)	2,500	163,625.00 (2,235,117)	
		合計 (邦貨換算)	33,188	(65,813,214)	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	株式 198 銘柄	65.74%	66.64%
	投資証券 10 銘柄	1.09%	1.11%
カナダドル	株式 19 銘柄	2.51%	2.55%
	投資証券 1 銘柄	0.05%	0.05%
オーストラリアドル	株式 13 銘柄	1.95%	1.98%
	投資証券 4 銘柄	0.34%	0.34%
イギリスポンド	株式 35 銘柄	6.12%	6.20%
スイスフラン	株式 18 銘柄	3.88%	3.93%
ホンコンドル	株式 12 銘柄	1.25%	1.27%
	投資証券 1 銘柄	0.05%	0.05%
シンガポールドル	株式 5 銘柄	0.46%	0.47%
スウェーデンクローナ	株式 9 銘柄	1.07%	1.08%
デンマーククローネ	株式 4 銘柄	0.57%	0.58%
ユーロ	株式 83 銘柄	13.57%	13.75%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成30年2月15日現在）

通貨	種類	銘柄	額面総額	評価額	クーポン	償還日	備考
USドル	国債証券	US TREASURY N/B	3,800,000	3,752,945.31	1.13	H31.5.31	
		US TREASURY N/B	860,000	883,314.06	3.63	H32.2.15	
		US TREASURY N/B	1,930,000	1,943,042.57	2.63	H32.11.15	
		US TREASURY N/B	1,500,000	1,450,078.12	1.75	H34.5.15	
		US TREASURY N/B	900,000	872,367.18	2.00	H35.2.15	
		US TREASURY N/B	370,000	360,432.03	2.38	H36.8.15	
		US TREASURY N/B	400,000	381,000.00	2.13	H37.5.15	
		US TREASURY N/B	1,050,000	938,519.53	1.50	H38.8.15	
		US TREASURY N/B	720,000	877,837.49	4.50	H51.8.15	
		US TREASURY N/B	700,000	868,492.18	4.63	H52.2.15	
		US TREASURY N/B	900,000	877,851.55	3.00	H54.5.15	
			小計 （邦貨換算）	13,130,000	13,205,880.02 (1,411,180,338)		
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	680,000	670,269.20	0.75	H31.8.1	
		CANADA-GOV'T	320,000	469,734.40	8.00	H39.6.1	

		CANADA-GOV'T	150,000	179,142.00	3.50	H57.12.1	
		小計 (邦貨換算)	1,150,000	1,319,145.60 (112,760,565)			
オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT.	220,000	254,610.18	4.75	H39.4.21	
		AUSTRALIAN GOVT.	200,000	180,920.00	3.00	H59.3.21	
		小計 (邦貨換算)	420,000	435,530.18 (36,867,629)			
イギリスポンド	国債証券	UK TSY GILT	680,000	690,227.20	1.75	H31.7.22	
		UK TSY GILT	60,000	61,701.00	2.00	H32.7.22	
		UK TSY GILT	150,000	184,459.50	8.00	H33.6.7	
		UK TSY GILT	50,000	55,944.50	4.00	H34.3.7	
		UK TSY GILT	680,000	1,007,352.00	4.50	H54.12.7	
		小計 (邦貨換算)	1,620,000	1,999,684.20 (299,312,731)			
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	180,000	187,128.00	3.25	H32.9.1	
		SINGAPORE GOV'T	50,000	55,204.25	3.50	H39.3.1	
		小計 (邦貨換算)	230,000	242,332.25 (19,694,341)			
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	2,200,000	2,530,880.00	5.00	H32.12.1	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000	1,378,080.00	3.50	H34.6.1	
		小計 (邦貨換算)	3,400,000	3,908,960.00 (52,497,332)			
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS	2,600,000	2,611,401.00	8.00	H32.6.11	
		MEXICAN BONOS	500,000	476,655.00	6.50	H34.6.9	
		MEXICAN BONOS	500,000	524,380.00	8.50	H41.5.31	
		MEXICAN BONOS	1,000,000	989,785.00	7.75	H43.5.29	
		小計 (邦貨換算)	4,600,000	4,602,221.00 (26,508,792)			
ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND	500,000	568,750.00	5.75	H34.9.23	
		POLAND GOVT BOND	1,400,000	1,301,720.00	2.50	H39.7.25	
		小計 (邦貨換算)	1,900,000	1,870,470.00 (59,911,154)			
ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	150,000	160,410.00	2.25	H32.9.4	
		DEUTSCHLAND REP	800,000	864,584.00	1.75	H34.7.4	
		DEUTSCHLAND REP	250,000	388,920.00	5.50	H43.1.4	
		DEUTSCHLAND REP	50,000	84,252.50	4.75	H52.7.4	
		DEUTSCHLAND REP	190,000	183,310.10	1.25	H60.8.15	
		BTPS	100,000	110,770.00	3.75	H33.3.1	
		BTPS	250,000	304,100.00	5.50	H34.11.1	
		BTPS	450,000	516,330.00	3.75	H36.9.1	
		BTPS	550,000	677,595.60	5.00	H37.3.1	
		BTPS	300,000	419,820.00	6.00	H43.5.1	
		BTPS	150,000	198,810.00	5.00	H52.9.1	

	FRANCE O.A.T.	350,000	394,261.00	3.00	H34.4.25	
	FRANCE O.A.T.	280,000	400,607.20	8.50	H35.4.25	
	FRANCE O.A.T.	570,000	618,777.75	1.75	H36.11.25	
	FRANCE O.A.T.	760,000	1,120,739.32	5.50	H41.4.25	
	FRANCE O.A.T.	230,000	350,575.20	4.75	H47.4.25	
	FRANCE O.A.T.	70,000	93,401.00	3.25	H57.5.25	
	NETHERLANDS GOVT	450,000	651,600.00	5.50	H40.1.15	
	SPANISH GOV'T	540,000	671,422.50	5.40	H35.1.31	
	SPANISH GOV'T	350,000	503,220.20	6.00	H41.1.31	
	SPANISH GOV'T	150,000	169,795.80	3.45	H78.7.30	
	BELGIAN 0324	650,000	849,049.50	4.50	H38.3.28	
	IRISH GOVT	100,000	132,780.00	5.40	H37.3.13	
	小計 (邦貨換算)	7,740,000	9,865,131.67 (1,312,654,420)			
	合計 (邦貨換算)					(3,331,387,302)

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	国債証券 11 銘柄	41.74%	42.36%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	3.34%	3.38%
オーストラリアドル	国債証券 2 銘柄	1.09%	1.11%
イギリスポンド	国債証券 5 銘柄	8.85%	8.98%
シンガポールドル	国債証券 2 銘柄	0.58%	0.59%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	1.55%	1.58%
メキシコペソ	国債証券 4 銘柄	0.78%	0.80%
ズロチ	国債証券 2 銘柄	1.77%	1.80%
ユーロ	国債証券 23 銘柄	38.83%	39.40%

(注)「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2018年2月28日現在)

青のライフキャンバス・ファンド（標準型）

資産総額	1,440,354,947 円
負債総額	666,523 円
純資産総額（ - ）	1,439,688,424 円
発行済数量	1,414,016,697 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0182 円

赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）

資産総額	1,441,646,527 円
負債総額	664,790 円
純資産総額（ - ）	1,440,981,737 円
発行済数量	1,441,763,285 口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9995 円

（参考）国内株式マザーファンド

資産総額	8,857,130,550 円
負債総額	261 円
純資産総額（ - ）	8,857,130,289 円
発行済数量	7,634,424,395 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.1602 円

（参考）国内債券マザーファンド

資産総額	10,495,302,337 円
負債総額	220,988,391 円
純資産総額（ - ）	10,274,313,946 円
発行済数量	7,223,398,417 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.4224 円

（参考）外国株式マザーファンド

資産総額	4,425,646,383 円
負債総額	60 円
純資産総額（ - ）	4,425,646,323 円
発行済数量	2,095,022,494 口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.1125 円

（参考）外国債券マザーファンド

資産総額	3,407,370,180 円
負債総額	28 円
純資産総額（ - ）	3,407,370,152 円

発行済数量	1,321,250,992 口
1単位当たり純資産額(/)	2.5789 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続き、取扱場所等
ありません。

2. 受益者に対する特典
ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付け、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2018年2月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

(2) 会社の機構

経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2018年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2018年2月末日現在、236本であり、その純資産総額の合計は1,186,014百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	144本	481,200百万円
単位型株式投資信託	41本	130,815百万円
単位型公社債投資信託	51本	573,999百万円
合計	236本	1,186,014百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第36期 (平成28年3月31日現在)		第37期 (平成29年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 預金			6,399,568		6,642,674
2. 前払費用			42,361		39,531
3. 未収入金			125,183		48,324
4. 未収委託者報酬			541,361		854,047
5. 未収運用受託報酬			313,690		383,416
6. 未収法人税等			2,251		-
7. 未収消費税等			40,776		-
8. 繰延税金資産			54,160		52,937
9. その他			328		-
流動資産計			7,519,682		8,020,932
固定資産					
1. 有形固定資産			222,294		176,527
(1) 建物	1	129,493		114,696	
(2) 器具備品	1	92,128		61,326	
(3) その他	1	672		504	
2. 無形固定資産			45,558		48,795
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		41,328		42,345	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,366		3,586	
3. 投資その他の資産			423,342		296,532
(1) 投資有価証券		63,050		38,529	
(2) 関係会社株式		5,386		5,386	
(3) 長期差入保証金		185,682		122,433	
(4) 繰延税金資産		132,823		103,847	
(5) その他		36,400		26,335	
固定資産計			691,195		521,854
資産合計			8,210,877		8,542,787

区分	注記 番号	第36期 (平成28年3月31日現在)		第37期 (平成29年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			136,502		14,970
2. 未払金			291,814		396,503
(1) 未払収益分配金		1,205		1,704	
(2) 未払償還金		5,660		5,660	
(3) 未払手数料		210,892		343,787	
(4) その他未払金		74,055		45,350	
3. 未払費用			268,567		583,303
4. 未払法人税等			-		11,174
5. 未払消費税等			-		38,997
6. 賞与引当金			115,430		91,112
7. 役員賞与引当金			6,175		6,458
流動負債計			818,489		1,142,521
固定負債					
1. 退職給付引当金			410,278		408,206
2. 役員退職慰労引当金			26,676		19,356
固定負債計			436,955		427,562
負債合計			1,255,444		1,570,083
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			5,580,304		5,594,927
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,267,514		2,282,136	
株主資本計			6,957,972		6,972,595
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			2,539		108
評価・換算差額等計			2,539		108
純資産合計			6,955,433		6,972,703
負債純資産合計			8,210,877		8,542,787

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第36期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第37期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			3,485,554		4,248,077
2. 運用受託報酬			1,528,989		1,289,990
営業収益計			5,014,544		5,538,067
営業費用					
1. 支払手数料			1,612,217		1,860,395
2. 広告宣伝費			3,125		2,604
3. 調査費			1,294,581		1,492,104
(1) 調査費		112,170		129,459	
(2) 委託調査費		800,411		988,082	
(3) 情報機器関連費		380,676		373,672	
(4) 図書費		1,323		888	
4. 委託計算費			164,312		181,296
5. 営業雑経費			144,458		104,940
(1) 通信費		8,940		7,672	
(2) 印刷費		92,160		87,593	
(3) 協会費		7,526		5,876	
(4) 諸会費		4,191		3,797	
(5) 紹介手数料		31,640		-	
営業費用計			3,218,696		3,641,341
一般管理費					
1. 給料			1,202,318		1,133,594
(1) 役員報酬		87,538		68,848	
(2) 給料・手当		1,066,119		1,010,113	
(3) 賞与		48,661		54,633	
2. 法定福利費			176,641		169,520
3. 退職金			4,021		6,136
4. 福利厚生費			3,654		3,723
5. 交際費			4,379		2,273
6. 旅費交通費			15,873		11,895
7. 事務委託費			96,492		94,455
8. 租税公課			20,908		68,018
9. 不動産賃借料			157,838		125,103
10. 退職給付費用			55,672		51,318
11. 役員退職慰労金			200		-
12. 役員退職慰労引当金繰入			6,278		4,451
13. 賞与引当金繰入			116,045		91,112
14. 役員賞与引当金繰入			6,175		6,458
15. 固定資産減価償却費			55,329		63,703
16. 諸経費			141,211		62,410
一般管理費計			2,063,042		1,894,176
営業利益または 営業損失()			267,194		2,549

区分	注記 番号	第36期 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)		第37期 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			1,284		1,096
2. 有価証券利息			885		-
3. 受取利息			631		68
4. 雑収入			9		751
営業外収益計			2,810		1,916
営業外費用					
1. 為替差損			1,381		526
2. 雑損失			6,372		651
営業外費用計			7,754		1,177
経常利益または 経常損失()			272,137		3,288
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			52,535		725
特別利益計			52,535		725
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		993		50
2. 投資有価証券売却損			2,642		6,007
3. 本社移転費用			257,044		-
特別損失計			260,680		6,057
税引前当期純利益または 税引前当期純損失()			480,283		2,043
法人税、住民税及び事業税			100,821		45,696
法人税等調整額			43,150		29,030
当期純利益または 当期純損失()			422,613		14,622

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		利益 準備金	その他利益剰余金		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,690,127	6,002,917	7,380,585
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益または 当期純損失()						422,613	422,613	422,613
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	422,613	422,613	422,613
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,267,514	5,580,304	6,957,972

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	1,080	1,080	7,379,505
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純利益または 当期純損失()			422,613
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	1,458	1,458	1,458
当期変動額合計	1,458	1,458	424,072
当期末残高	2,539	2,539	6,955,433

第37期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		利益 準備金	その他利益剰余金		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,267,514	5,580,304	6,957,972
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益または 当期純損失()						14,622	14,622	14,622
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	14,622	14,622	14,622
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,282,136	5,594,927	6,972,595

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	2,539	2,539	6,955,433
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純利益または 当期純損失()			14,622
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	2,647	2,647	2,647
当期変動額合計	2,647	2,647	17,270
当期末残高	108	108	6,972,703

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第36期 (平成28年3月31日現在)	第37期 (平成29年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 6,710千円 器具備品 83,324千円 その他 224千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 21,507千円 器具備品 92,906千円 その他 392千円

（損益計算書関係）

第36期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第37期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 315千円 ソフトウェア 677千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 1千円 ソフトウェア 48千円

（株主資本等変動計算書関係）

第36期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第37期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に基づき差入れたものであり、信用リスクの影響は軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	6,399,568	6,399,568	-
(2) 未収入金	125,183	125,183	-
(3) 未収委託者報酬	541,361	541,361	-
(4) 未収運用受託報酬	313,690	313,690	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	32,850	32,850	-
資産計	7,412,654	7,412,654	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,205)	(1,205)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(210,892)	(210,892)	-
その他未払金	(74,055)	(74,055)	-
(2) 未払費用	(268,567)	(268,567)	-
負債計	(560,381)	(560,381)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
長期差入保証金	185,682
合計	221,269

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	6,399,568	-	-
未収入金	125,183	-	-
未収委託者報酬	541,361	-	-
未収運用受託報酬	313,690	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	23,921	1,400	7,528
合計	7,403,725	1,400	7,528

第37期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	6,642,674	6,642,674	-
(2) 未収入金	48,324	48,324	-
(3) 未収委託者報酬	854,047	854,047	-
(4) 未収運用受託報酬	383,416	383,416	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	8,329	8,329	-
資産計	7,936,792	7,936,792	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(1,704)	(1,704)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(343,787)	(343,787)	-
その他未払金	(45,350)	(45,350)	-
(2) 未払費用	(583,303)	(583,303)	-
負債計	(979,807)	(979,807)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
長期差入保証金	122,433
合計	158,019

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	6,642,674	-	-
未収入金	48,324	-	-
未収委託者報酬	854,047	-	-
未収運用受託報酬	383,416	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	999	6,274	1,055
合計	7,929,462	6,274	1,055

（有価証券関係）

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は107,042千円であり、売却益の合計額は52,535千円、売却損の合計額は2,642千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	14,353	16,214	1,861
	小計	14,353	16,214	1,861
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	22,156	16,635	5,520
	小計	22,156	16,635	5,520
合計		36,509	32,850	3,659

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第37期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は39,705千円であり、売却益の合計額は725千円、売却損の合計額は6,007千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	3,250	3,515	265
	小計	3,250	3,515	265
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	4,922	4,813	109
	小計	4,922	4,813	109
合計		8,172	8,329	156

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	402,572千円
退職給付費用	47,397千円
退職給付の支払額	39,691千円
退職給付引当金の期末残高	410,278千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	410,278千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	410,278千円

退職給付引当金	410,278千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	410,278千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	47,397千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	8,275千円
--------------	---------

第37期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	410,278千円
退職給付費用	42,832千円
退職給付の支払額	44,904千円
退職給付引当金の期末残高	408,206千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	408,206千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	408,206千円

退職給付引当金	408,206千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	408,206千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	42,832千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	8,486千円
--------------	---------

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期（平成28年3月31日現在）	第37期（平成29年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
（繰延税金資産）		
賞与引当金	35,621	28,117
未払事業税	-	2,741
未払社会保険料	5,848	4,731
退職給付引当金	133,942	130,989
子会社株式評価損	1,246	1,246
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,056	15,056
減価償却超過額否認	2,962	-
長期差入保証金	29,925	2,700
本社移転費用	24,338	75
繰越欠損金	24,938	39,461
その他有価証券評価差額金	1,120	-
その他	5,468	5,200
小計	280,470	230,321
評価性引当額	93,346	73,487
繰延税金資産計	187,123	156,833
（繰延税金負債）		
未収事業税	139	-
その他有価証券評価差額金	-	47
繰延税金負債計	139	47
繰延税金資産の純額	186,983	156,785

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第36期（平成28年3月31日現在）	第37期（平成29年3月31日現在）
税引前当期純損失を計上しているため 注記を省略しております。	税引前当期純損失を計上しているため 注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

1．当該資産除去債務の概要

本社の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

当社は、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第36期 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	第37期 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
期首残高	163,632千円	158,204千円
貸借契約締結にともなう増加額	52,929	-
見積りの変更による増加額（減少額）	58,356	5,382
資産除去債務の履行による減少額	-	99,893
期末残高	158,204	52,929

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第36期（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第37期（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有)直接 100	経営管理役員の兼任	連結納税に伴う受取予定額(*1)	113,644	未収入金	113,644

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受け取る金額であります。

第37期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有)直接 100	経営管理役員の兼任	連結納税に伴う受取予定額(*1)	48,324	未収入金	48,324

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受け取る金額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	大同生命保険(株)	大阪府大阪市	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結役員の兼任	投資顧問契約(*1)	311,115	未収運用受託報酬	90,373

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第37期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	大同生命保険㈱	大阪府大阪市	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結 役員の兼任	投資顧問契約(*1)	321,896	未収運用受託報酬	86,177

(注) 1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第36期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第37期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,425.34円	1株当たり純資産額	6,441.29円
1株当たり当期純損失金額	390.40円	1株当たり当期純利益金額	13.50円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純損失(千円)	422,613	当期純利益(千円)	14,622
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	422,613	普通株式に係る当期純利益(千円)	14,622
期中平均株式数(千株)	1,082	期中平均株式数(千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第38期中間会計期間末 (平成29年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			6,820,366
2. 前払費用			60,449
3. 未収委託者報酬			995,182
4. 未収運用受託報酬			448,291
5. 繰延税金資産			51,332
流動資産計			8,375,622
固定資産			
1. 有形固定資産			
(1) 建物	1	108,266	
(2) 器具備品	1	50,726	
(3) その他	1	441	
2. 無形固定資産			
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		36,863	
(3) ソフトウェア仮勘定		8,801	
3. 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		38,740	
(2) 関係会社株式		5,386	
(3) 長期差入保証金		119,786	
(4) 繰延税金資産		112,991	
(5) その他		23,232	
固定資産計			508,100
資産合計			8,883,723

		第38期中間会計期間末 (平成29年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			18,435
2. 未払金			502,237
(1) 未払収益分配金		1,704	
(2) 未払償還金		5,660	
(3) 未払手数料		393,109	
(4) その他未払金		101,763	
3. 未払費用			681,450
4. 未払法人税等			16,159
5. 未払消費税等	2		30,969
6. 前受収益			57
7. 賞与引当金			92,436
8. 役員賞与引当金			8,112
流動負債計			1,349,858
固定負債			
1. 退職給付引当金			424,429
2. 役員退職慰労引当金			21,622
固定負債計			446,052
負債合計			1,795,911
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			5,709,856
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,397,066	
株主資本計			7,087,524
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			287
評価・換算差額等計			287
純資産合計			7,087,812
負債純資産合計			8,883,723

(2) 中間損益計算書

		第38期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			2,831,679
2. 運用受託報酬			823,525
営業収益計			3,655,204
営業費用			
1. 支払手数料			1,210,799
2. 広告宣伝費			378
3. 調査費			1,068,338
(1) 調査費		84,644	
(2) 委託調査費		803,740	
(3) 情報機器関連費		179,470	
(4) 図書費		482	
4. 委託計算費			101,705
5. 営業雑経費			50,240
(1) 通信費		3,496	
(2) 印刷費		42,323	
(3) 協会費		2,805	
(4) 諸会費		1,614	
営業費用計			2,431,462
一般管理費			
1. 給料			597,413
(1) 役員報酬		34,731	
(2) 給料・手当		506,383	
(3) 賞与		56,298	
2. 法定福利費			97,017
3. 退職金			959
4. 福利厚生費			2,352
5. 交際費			2,425
6. 旅費交通費			7,564
7. 事務委託費			51,366
8. 租税公課			61,238
9. 不動産賃借料			62,551
10. 退職給付費用			26,592
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,266
12. 賞与引当金繰入			92,436
13. 役員賞与引当金繰入			8,112
14. 固定資産減価償却費	1		24,770
15. 諸経費			27,474
一般管理費計			1,064,543
営業利益			159,198

		第38期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			1,011
2. 受取利息			34
3. 雑収入			3
営業外収益計			1,048
営業外費用			
1. 為替差損			1,746
2. 雑損失			27
営業外費用計			1,773
経常利益			158,472
税引前中間純利益			158,472
法人税、住民税及び事業税			51,160
法人税等調整額			7,617
中間純利益			114,929

(3) 中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計		利益 準備金	その他利益剰余金		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,282,136	5,594,927	6,972,595
当中間会計期間 変動額								
剰余金の配当								
中間純利益						114,929	114,929	114,929
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額（純額）								
当中間会計期間 変動額合計	-	-	-	-	-	114,929	114,929	114,929
当中間会計期間末 残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,397,066	5,709,856	7,087,524

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	108	108	6,972,703
当中間会計期間 変動額			
剰余金の配当			-
中間純利益			114,929
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額（純額）	178	178	178
当中間会計期間 変動額合計	178	178	115,108
当中間会計期間末 残高	287	287	7,087,812

重要な会計方針

	第38期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)						
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>						
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2～15年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	3～50年	器具備品	2～15年	その他	8年
建物	3～50年						
器具備品	2～15年						
その他	8年						
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>						
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>						

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第38期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	27,937千円
器具備品	103,982千円
その他	455千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第38期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	
1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。	
有形固定資産	17,568千円
無形固定資産	7,202千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	6,820,366	6,820,366	-
(2) 未収委託者報酬	995,182	995,182	-
(3) 未収運用受託報酬	448,291	448,291	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	8,540	8,540	-
資産計	8,272,380	8,272,380	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(1,704)	(1,704)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(393,109)	(393,109)	-
その他未払金	(101,763)	(101,763)	-
(2) 未払費用	(681,450)	(681,450)	-
負債計	(1,183,687)	(1,183,687)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券（投資信託）

公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

その他有価証券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	4,578	4,107	470
	小計	4,578	4,107	470
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	3,962	4,019	56
	小計	3,962	4,019	56
合計		8,540	8,126	413

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

第38期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（1株当たり情報）

第38期中間会計期間 （自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）	
1株当たり純資産額	6,547円63銭
1株当たり中間純利益金額	106円17銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益（千円）	114,929
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	114,929
期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 324,279百万円（2017年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[信託事務の一部委託先]

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 10,000百万円（2017年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (2017年9月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069	
野村証券株式会社	10,000	
PWM日本証券株式会社	3,000	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2018年2月末日現在、該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
3. 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・目論見書の使用を開始する日
 - ・信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
4. 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
 - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
5. 届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
6. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
7. 請求目論見書の巻末に、ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月5日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月12日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている青のライフキャンパス・ファンド（標準型）の平成29年2月16日から平成30年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青のライフキャンパス・ファンド（標準型）の平成30年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月12日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）の平成29年2月16日から平成30年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）の平成30年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。